

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 2 日)
(第 34 号)

第
34
号
12
月
2
日

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

第 34 号

○令和 3 年 12 月 2 日（木曜日）

議事日程（第34号）

令和 3 年 12 月 2 日（木） 午前 10 時開議

第 1 県政に対する質問

[一般質問]

会議に付した事件

日程第 1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	野	村	保	夫
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	倉	本	崇	弘
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	村	林		聡
31	番	小	林	正	人
32	番	服	部	富	男
33	番	谷	川	孝	栄
34	番	東			豊
35	番	長	田	隆	尚
36	番	奥	野	英	介
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
42	番	中 村	進 一
43	番	津 田	健 児
44	番	中 嶋	年 規
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
51	番	舘	直 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	林 良 充
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利

戦略企画部長	安井	晃
総務部長	高間	伸夫
医療保健部長	加太	竜一
子ども・福祉部長	中山	恵里子
環境生活部長	岡村	順子
地域連携部長	山口	武美
農林水産部長	更屋	英洋
雇用経済部長	島上	聖司
県土整備部長	水野	宏治
最高デジタル責任者	田中	淳一
デジタル社会推進局長	三宅	恒之
医療保健部理事	中尾	洋一
環境生活部廃棄物対策局長	増田	行信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻	日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横田	浩一
雇用経済部観光局長	小見山	幸弘
県土整備部理事	真弓	明光
企業庁長	喜多	正幸
病院事業庁長	長崎	敬之
会計管理者兼出納局長	森	靖洋
教 育 長	木平	芳定
公安委員会委員	長江	正
警察本部長	佐野	朋毅
代表監査委員	伊藤	隆

監査委員事務局長

紀 平 益 美

人事委員会委員長

竹 川 博 子

人事委員会事務局長

山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

中 西 秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（青木謙順） ただいまから、本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。27番 藤田宜三議員。

〔27番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○27番（藤田宜三） 皆さん、おはようございます。鈴鹿市選挙区選出の新政みえの藤田宜三でございます。12月議会の一歩初めということで質問させていただきたいな、こんなふうに思います。

発言通告を見ていただいて、また藤田は農業かと思われた方も多いのかなと思いますし、花が飾ってあるので花の話もせないかなと思いつつもです

ね。花を見ると、やっぱり輸入の花が多いなというのが第一感でございまして、前にあるのは、これは恐らく南アフリカから来た花かな、そんなふう
に思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

一見知事、新しく当選されて、本当に大変な時期に知事をなされると、
本当に、ある意味、火中の栗を拾っていただくのかなと思いますので、そんな
中でも、農業についての知事の考えをちょっとお聞かせいただきたいとい
うことがございまして、一番初めにそんな質問させていただきたいと思いま
す。

先般ですね、実は、今便利なものがあって、NHKプラスというのがあ
つてですね。インターネットでNHKの番組が見られるということで、「2030
未来への分岐点」というNHKスペシャルがシリーズ物でやっております、
それを見せていただいたんです。

何でかという、一つは、テーマ三つぐらいありまして、一つ目は温暖化
に対するもので、二つ目がやっぱり食料問題の話、三つ目が、いわゆる微小
のプラスチックの問題を取り上げておりまして、温暖化に関しては、皆さん
も御存じのように、若いグレタさんが、これはいかんじゃないかと、地球に
っては大変だとテレビでよく放映されております。

その中でも、ロックストローム博士が、ホットハウス・アース理論をお話
しされていて、地球の平均温度が、産業革命以降1.5度上がると大変なこと
になりますよと、もうコントロールそのものができなくなりますよという話
でございました。

これもやっぱり農業にかなり関係するのかなと思いつつ、それは見せて
もらいましたし、ある意味、これは大変だなと思わせていただきました。

その次、一番大きいのは、私にとって一番大きいのは食料問題の話でござ
いまして、題名が「飽食の悪夢～水・食料クライシス～」という名前になっ
ておりました。

しっかり見せていただいて、冒頭に何が出てきたかという、我々が今

言っておりますけど、新型コロナウイルス感染症に直面して、そのパンデミックが起きていますよ。それと同じように、食料のパンデミックが起きているんだ。全世界で8億人が飢餓に陥っている。日本では米を作り過ぎていて、こんな話もある中でそんなことが起きているんだと。何でそんなことが起きているのかなという話を注意深く見せてもらいました。

穀物の生産量は過去最大の生産量だと、26.7億トンだそうです。今、世界の人口が78億人見えて、単純計算すると、2350カロリー・パー・デイというデータまであるんだけど、しかしながら、先ほど申し上げたように、8億人の飢餓の人がいると。何でなんだろうということで、番組はスタートしていったわけでございます。

いろいろ取り上げておりましたですね。牛肉を1キログラム作るのに、大体6キログラムから20キログラムぐらいの穀物が要るんですよ。全世界で牛肉は2億5000万トン生産されておる、年間でございますけれども。その全体の穀物の生産量の3分の1が飼料に使われている。だから、牛肉を食べるために穀物が利用されて、飢餓が起こっているんだよという趣旨でございました。

もう一つ、この番組でもう非常に気になった話が、バーチャルウォーターという考え方なんです。先ほど申し上げたように、牛肉1キログラム生産するのにかかる穀物量がある。その穀物を生産するのにどれだけの水が要るか。これはパンであったり、あるいはいろんな食料、それぞれ材料を作っていく上で水を使うということなんです。

何と牛肉1キログラムを生産するのに1万5000リットルの水が要りますよというものでございました。あっ、そんな量を1キログラムの牛肉、かなりの量ですけども、食べるとそれだけの水を使っているんだな。ということは、日本へ輸入してくる牛肉の量を換算していくと、どれぐらいの量の水を外国から持ってきているんだ、こういう視点もやっぱり重要なんだということが、その番組を見せていただいて考えさせられました。

一方、もっと具体的といいますか、日常的なこの比較の問題で、南アフリ

カ共和国が、ちょっと水が足りない干ばつの状況の中で、使用の水の制限をしているらしいんですね。スラム街で供給されているのが、1日バケツに水2杯だそうです。

そういう状況ですから、南アフリカ共和国というといろんな農産物が作られていますけれども、ワインの産地でありまして、そのワイン1本造るのに何と652リットルの水が要る。だけど、ワイン農家といいますか、会社は利益がありますから、雨水を自分で池を造って、池の水を使って生産するわけです。1本造るのに652リットルの水が要る。そのワインが日本へ来て、我々飲むわけでございますけれども、その裏では、1日バケツ2杯しか使えない人たちがいる。

何と計算するとどれぐらいになるのか分かりませんが、大変な状況に世界は置かれているんだろということでございます。計算された方がみえて、バーチャルウォーターに換算すると、何と日本は食料の輸入を、どれだけの水を輸入しているんだって計算したら、80兆リットルだそうです。これは大体日本の国民が年間使う水の量に等しいんだそうでございます。

それと、もう一つ、この番組の一番最後に、いわゆる食品ロスの話がされておりました。日本は年間、いろんな数値ありますけれども、この番組では612万トンの食品ロスがあるんだと。恐らく米の生産量が700万トン前後だったと思いますので、それぐらいの量を食品ロスとして我々は出しているということでございます。

そんな状況が、我々日本としては自給率38%でございますので、62%の食料を海外に依存しておる。水に換算したら80リットルの水を世界から持ってきているんだ。そんな中で、そういう現状があるんだということを、やっぱり我々物を食べる、捨てるときには考えておく必要があるのかなと思っております。

世界の人口は、年間大体約8000万人ずつぐらい増えているらしいのでございます。こんなことも含めて、食料問題は非常に大きな問題にこれからなってくるんだろと思いました。

そういう意味で、やっぱり農業の持っている社会的な役割、日本における農業の役割は、やっぱり再認識される必要があるのかなと思っています。

もう1点、農業は多面的な機能があるんですよという説明を、我々もしますし、皆さん方もされておると思うんです。どんな多面的機能ってあるんですかという、実は農林水産省が、日本学術会議に諮問しているんですね。ちょっと調べてくださいという形で、それから平成12年にやっております、たくさんの機能を回答していただいております。

このことについては、単に農業者というよりも、農村という一つの面の中で対応しているという側面もございますけれども、要は単に農業者が農業を営んで自分の生活を支えていくという視点だけで農業を捉えるのではなく、一つは、国民の食糧を確実に安心して食べられるものを作っていくという機能と、もう一つは、農業者と、そしてその人たちが生活している農村の面の中で、十幾つ書いてありますけれども、洪水の防止であったり、あるいは地下水をためる機能であったり、いろいろあります。14、回答していただいておりますので。

こういう農業には、役割として大きなものがあるんだ。三重県民に対して本当に重要な役割を果たしていただいておりますんだということを確認していただきたいなと思っています。

じゃ、農業者が農業を続けていくという経営実態どうなっているんだということでございます。今、農林水産部では、どういう実態調査をやっていますかという話をさせていただいて、今の農業者がどんな状況に経営的に置かれているんだという調査をぜひやってくださいというお願いさせていただきました。

やっとなんですけども、3年目になろうかなと思いますけれども、アンケート調査でありますけれども、認定農業者の経営内容、所得の内容について調査いただいて、出来上がったグラフが皆さんに配付させていただいたグラフでございます。

映写をさせていただきます。（パネルを示す）これなんですけれども、そ

の人たちがどれぐらいの所得を持っているんですか、どんな割合で分布しているんですかという金額の階層別です。

見ていただくと、200万円以下の方がもうその大部分、半分ぐらい占めるわけです。その次に多いのが200万円から500万円、両方合わせると、もう7割を超える皆さん方がこういう状況の中で経営をされておるといことでございます。

じゃ、どんな職種がということでお示したグラフがこれでございます、(パネルを示す)それぞれ職種によってかなり違いがあるな。しかし、決して状況がいいというわけではない。特に昨年の新型コロナウイルス感染症の影響が出ていますよねというのが、このグラフでございます。

このグラフから見たときに、非常に経営的に大変な状況になっていて、先ほど申し上げたように、農業というその産業が、単なる産業ではなしに、非常に重要な役割を果たしておるとい説明もさせていただきました。

そういう農業に対して、認定農業者を含めた農業者、農業を営んでいる皆さん方をどんなふうにも持続的に継続ができるように、その所得がないとやはり続けるということではできませんので、そんなことも含めて、農業政策はやっていっていただかないと駄目なんだろうと思っています。

そういう視点で、知事の農業に対する思いと、今後の農業政策の展開方向についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 農は天下の大本であるという言葉が第10代崇神天皇がおっしゃったと伝わっております。

三重県でも、農業は観光業と並んで県内全域で営まれておりまして、豊かな自然の中で米やかお茶やかかんきつ類、多くの食材を私たちに届けてくれているものであります。また、県外へも主要な産品として出しているものであります。

議員が御指摘のように、21世紀は水の世紀だと言われています。農業にとっても、この水は非常に重要であります。一つは、用水という意味で、こ

れはかつて私の育った村でも、隣村と水争いがありました。農業にとって水はとても大事です。

さらには、治水という意味でも大事であります。一旦堤防が切れますと、田んぼはもうむちゃくちゃなことになります。歴史的な話でいうと、中国の夏王朝の禹王が、用水でもって人民の共感を得て王になったと。治水で王になり、一生をかけて治水に邁進したという話もあるぐらいであります。

私の実家も、先ほど申し上げましたが、米とお茶の農家でもありまして、用水の話を言いましたけど、子どもの頃は祖父の手伝いなどをして農業を経験しております。

今後、多くの皆さんに私は三重県を訪れていただきたいと、県外の方々にすね、と思っていますし、国の内外にしっかり三重県の魅力を売り込んでいかなきゃいけないと考えております。

そういう意味で、大事なものは食であります。三重県独特の魅力あふれる食を継続していかなきゃいけないと。それを支えているのは農業であり、水産業であると考えています。大事なポイントは、やっぱり持続可能性ということだと思っています。

議員が御指摘のように、農業は非常に多面的な機能を有しております。政府におきましては、産業政策と地域政策と定義づけておりますけど、農村の機能は防災みたいなどころもありますけど、さらに重要なのはやっぱり活力をやっぱり生み出しているということ、それから共助というやり方、例えば出合いやか普請やか、私も行ったことがありますけど、そういうことをもって絆を培っていること、さらにはそれが治安につながっている、非常に大きな意味があると思っています。

農業だけに関して言いましても、大規模経営は、今もうこれは避けて通れない話であります。それを育成していくというのも重要でありますし、小規模の家族経営でありましても、やっぱり持続可能なものを支援していくというのが重要だと思っています。

また、農産物の国内消費は減ってきますので、販売面に関して、三重県は

積極的にやっていかなきゃいけないと思っていまして、伊勢茶やとか県産米やとか、美し国三重を実感していただける食を提供する機会の拡大をしっかりとやっていかなきゃいけないと考えておるところでございます。

今後も、引き続き、農家に育った者として、本県の農業・農村を持続可能なものとして次の世代につなげられるよう、農業・農村の活性化に向けた取組をしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございます。

実家が農家ということで、いろんな意味で共通の認識があるかと思っております。もうぜひともおっしゃったように、持続していく農業をつくっていくんだ、これがやっぱり農業政策の原点にあるかと思えます。原点であるし、最も重要なものであると思っております。そんな意味で、ぜひとも所得も含めた形で対応いただきたいなと思っております。

知事からそのお話をお伺いして、令和2年ですけれども、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画を改定していただきました。

多岐にわたっての基本計画でございますが、その中で、特に以前と変わってきた、指摘が新しくといいますか、重要視されてきたと言ったほうがいいのかもしれませんが、要は家族農業に対して、県としてもっともっと力を入れていきますよというのが、私としては計画を読ませていただいて、あっ、こういうことなんだということを、変わってきたんだなと感じたわけでございます。

その中で、ちょっと気になるといいますか、先ほど申し上げたように、農業生産、いわゆる産業としての視点と、それから農業の持つ多機能を伸ばしていく。その機能がたくさんあるそこに対して、それを守っていくために家族農業を重要視していくんだという考え方が書いてあるように思います。

当然、産業政策と、それから地域政策を両輪でやっていくというのは必要だと思えますし、先ほどの知事の答弁の中でもあったように、絆であったり、あるいは、いわゆる住環境をどう守っていくかという視点から重要であると

いうことは分かりますが、そのために家族農業は、若干私個人としては抵抗があるんですけれども。県が言う、行政として家族農業をどういうふうに考えてみえるのか、どういう方を家族農業とおっしゃっているのか、そして、その家族農業に対して、県としてのどんなふう支援し、継続していただきための施策を考えてみえるのか。

特に、先般頂いた、令和4年度の当初予算編成に向けての基本的考え方を読ませていただきましたけれども、家族農業での栽培技術体系を確立するためにスマート技術を取り入れた実証をやりますよ。あるいは短期間の農業作業従事者の確保の仕組みをつくりますと書いてあるんですが、その辺のところも含めて、どんなふうに考えてみえるのか。その中に認定農業者が入るのかどうか、そのことも含めて県の考え方をお聞かせください。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、家族農業の定義と支援策についてお答えします。

家族農業とは、1世帯の家族で農業を営む形態であり、農林業センサスでは家族経営体と定義されています。2020年の農林業センサスでは、県内に農業経営体は1万8804件あり、そのうち家族経営体が96%を占めています。また、農業経営体のうち、5ヘクタール未満の中小規模の家族経営体が9割以上を占めるとともに、県全体の農地面積の約半分を耕作しています。

こうした状況の中、食料の安定生産はもとより、農地を農地として守るだけでなく、農村地域のコミュニティーを維持していくためには、それぞれの地域の実情に応じて規模拡大を目指す経営体の育成とともに、中小家族農業の継続を図ることが重要であると考えています。

このうち、中小家族農業に当たっては、農産物の販売実績や営農を継続する意思を考慮した上で、おおむね1ヘクタールから5ヘクタール程度までの後継者が存在する農家や、そうした農家が多い集落を中心に支援を進めているところであり、認定農業者を含んでいるところでもあります。

具体的には、これまで行ってきた農産物など地域資源を活用した集落にお

ける活動を計画づくりから支援する地域活性化プランの取組や、国の中山間地域等直接支払制度の活用に加え、農繁期などにおいて家族労働力が不足する農家と短時間労働ができる人材とをマッチングする仕組みづくり、共同でドローンを活用する肥料・農薬の散布技術などの実証、離農等で遊休化した農業機械などのデータベース化とあっせんの取組などを進めているところで

す。
また、中小家族農業による卸売市場への出荷が円滑に進むよう、農産物を効率的に運搬する仕組みづくりも取り組んでいきたいと考えています。

今後も農産物の安定供給と地域の活性化を図るため、農業・農村の維持発展に向けた取組を進めてまいります。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） 答弁ありがとうございます。

県がやはり、いわゆる多面的機能をどう維持していくかという視点で捉え、その辺のところを確実に継続できるようにということで考えてみえるというのはよく分かりました。

私は、その家族農業の経営体がやっぱり利益を上げて、目標としている年間500万円以上の所得を上げられるようなことをやっぱりもっと具体的に検討いただきたいなと思っております。

例えば、有機農法でやることによって付加価値を高める、あるいは観光と一体化したような形で農業を続ける、あるいは畜産と果樹と水田と野菜と、いわゆる複合経営を考えながら家族農業を営むことによって、所得を500万円以上にしていくというようなこともやっぱり検討いただきたいなと思いますし、今、福祉との連携を取りながらやっていくという方法も考えられています。この辺のところ、やはり、先ほど冒頭で申し上げたように、継続できて、利益がちゃんと上がって、家族として生活を営んでいけることもやっぱり考えていっていただきたいなとお願いして、この項を終わります。

次に、水田農業の振興についてと、それからお茶、それから花卉、花木という形で質問させていただこうと思っております。農業は非常に幅が広くて、

野菜をやっている方が果樹の方と共通の部分はあるけれども、もう売り方ももう全く違うわけであったり、あるいは稲作の人と牛を飼っている方、非常に違うわけでございます。

そんな中で、一応取りあえず三つだけ取り上げさせていただいて、県の施策をお伺いしたいなと思っています。一番面積が、三重県の場合、水田が多いので、水田農業の振興という視点でお伺いをしたいなと思っています。

県は、三重の水田農業戦略2020を昨年つくっていただいております、その具体的な内容について議論させていただきましたけれども、かなり広範囲に検討いただいておりますというのは非常によく分かりました。

そんな中で水田経営をして、中心になるのが米作になると、その米作に対して過剰生産の中でどのような生産量を確保していくのかというような調整会議を持っていただいて、県も中へ入ってその調整をやっていただいておりますというのは非常によく分かっておりますし、その成果も上がっているというのは存じ上げておるわけでございます。

ところが、先般、私どもの会派の廣議員が総括質疑でお伺いしたんですけれども、現実の問題として値段が下がってしまうと。そのために、先ほど申し上げたように生産計画を立て、あるいは出来上がった商品をどうやって売ろうかというようなところまで、行政、そして関係団体と一緒にやって対応いただいておりますというのは、結果として聞いております。

聞いておりますが、価格はどうなんだという話になってくると、この質問をするに当たって、個人経営で大きく経営をしていらっしゃる方と、それから法人の方にちょっとお話を伺いたら、双方とも米の販売価格は2割減だと。だから、3000万円売っているところは600万円の減収、5000万円売っていると1000万円の減少と、こういう現状があるわけでございます。

一方の法人と話をしていましたら、今年度はちょっと麦の作柄がよくなかったということで、確実に今年度は赤字になりますと、こういうことなんです。

大規模化をして、経営体を大きくしていくと、値段が下がると物すごい形

で影響が出てくるんですね。この辺のところも話をお伺いして、ああ、米は大変なんだなという、以前から分かっておりましたけれども、現実のものになっているというのが現状であるということでございます。

こういう中で、どうしていくんだ、どうしていけばいいんだろうか、今まで県としてはいろんな施策を打っていただいて調整し、販売の先もそれなりにスーパーと手を組んでやっていただいておりますということも存じ上げておりますけれども、やっぱり需給バランスが極端に変わってくると、1県の施策だけでは対応できないというのが、今回の我々、目の前に現れてきた現象かなと思っております。

そういう意味も含めて、いわゆる需給バランスを含めた形で米の作付転換が重要になってくるのかなと思っております。生産やかかそういうことについては、先ほど申し上げたように、基本計画があって、なるほどと思うところがあるんですが、販売に関わったところにおける需給バランスを解消していく、改善していくということについての施策について、県としてどんなふうにやられようとしておるのかをお伺いしたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、水田での作付転換の取組についてお答えします。

人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響などに伴う消費の減退により、昨年来、国全体で米余りの状況が顕著となっており、令和3年産の主食用米については、全国で過去最大規模の生産調整が実施されました。

しかしながら、先月、国から公表された米の需給見通しでは、需要の落ち込みから、来年6月末の民間在庫量は213万トンから217万トンと適正在庫量と言われる200万トンを依然超える見通しで、供給量を抑えるため、令和4年産についても大幅な生産調整が必要な状況です。

本県でも、令和3年産については過去最低の生産量の目安を設定し、県及び各地域の農業再生協議会を通じて生産調整を促進してきました。

その結果、主食用米から他作物への作付転換が進み、生産量の目安は達成

する見込みですが、国の需給見通しを踏まえ、令和4年産についても、大幅な生産調整を実施していく必要があると考えています。

こうした状況から、主食用米からの作付転換を促進するため、生産者に対してこれまで以上に、米の需給見通しに関する情報提供と生産調整への理解促進、他作物を作付した場合でも、主食用米と同程度の所得を確保できる国の経営所得安定対策の活用に向けたきめ細かなサポート、大豆や野菜など畑作物への作付転換や定着化、麦や大豆などへの作付転換が難しい湿田地域における飼料用米や加工用米の導入促進と販路の確保などに取り組むこととしています。

また、特に麦、大豆については、製粉事業者など実需者から生産量の安定化と品質向上が求められていることから、排水対策など生産技術の普及強化に取り組んでまいります。

今後も、県及び各地域の農業再生協議会を中心に、米の着実な生産調整による需給の改善と、JAや卸売事業者と連携した県産米の販売促進の取組を両輪で進めることで米価の回復を図り、生産者の経営安定につなげてまいります。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） 答弁ありがとうございました。

いろんな対策を取っていただいておりますというのはよく分かっておりますが、やっぱり米、麦、大豆でずっとやられてきておる、そこに生産農家の方も中心を置いていただいておりますという嫌いもありますけれども。

おっしゃったように、飼料米であったり加工米に対する指導、それも大変重要やと思いますけれども、やはり三重県として、もう一つ、もう二つ違う品目をやっぱり検討いただいて、転換が可能になるような試みもやっていたきたいなとお願いいたしておきます。

次に、茶業の振興ということで質問させていただきます。

今、議会のエントランス部分に、お茶に関するいろんな歴史的な資料であったり、あるいは写真が撮れるように大きな写真が貼っていただいております。

んですけれども。

三重県における茶の歴史的な流れは、拝見して非常によく分かりまして、私ども議員の中で、難しい長い名前だったんですけれども、茶業及びお茶の文化振興議員連盟というのを立ち上げて、実は、大谷嘉兵衛の博物館といえますか、いわゆるいろんな資料のある資料館がございまして、そこを拝見させていただいてあった上で見せていただいたので非常によく分かる内容でございました。

何を申し上げたいかという、三重県は、本当にお茶に関してはかなり先駆的な県であるというのが、あれを見ていただくとよく分かるのかなと思っております。

特に、栽培技術指導を全国に、静岡県に向けてやっていた酒井甚四郎というのは、実は、私が住んでおりますすぐ近くの方やというのがよく分かって、ああ、なるほど、我々の地域は古いお茶の産地であったんだなというものがよく分かりました。そういう歴史があって、生産をする、それから加工するところでは、伊藤小左衛門が機械化したということが書いてありました。

そういうお茶産業について、茶業については、本当に三重県が先駆的にやっていたというのが、我々、今後も意識しながらやっていく必要があるのかなと思っておりますけれども、いかんせん、生産量は教えに行った静岡県が一番で、新興の鹿児島県が生産量2位と、三重県は3位に甘んじておるといのが現状でございまして、平成27年から比べると生産量も、生産面積も減ってきておるといことでございます。

そんな中で、昨年、実はお茶の値段が暴落といえますか、非常に安くなってしまった。一時期、数年前でございすけれども、お茶の経営が安定してできていた時代から比べますと、平均価格でございすけれども、メインになります一番茶の値段が約半分になっておる。

昨年、私の住んでおります近くのお茶の農家の方が、もうこれ以上はできないということで辞められました。かなりの面積をやっていた方でござい

す。大規模化し、それに合わせた工場を造ってやっても厳しいんだという現状があるということでございます。

こういう現状の中で、県も伊勢茶の振興計画を策定すべく、今年度、対応いただいておりますというのにはよく分かっております。

そんな中、中間案でございましたけれども、拝見させていただきました。非常に多岐にわたって対応していただこうというのがよく分かりましたけれども、やっぱり消費が非常に重要になってくると思っております。生産量1位の静岡県、大体年間、1世帯当たり2.2キロのお茶を購入させておる。比べて三重県は、1.1キロ、約でございますけれども、半分しか購入していないというのが現状でございました。

逆に言えば、これはもっと売れるぞと私は見せていただいたんですけれども、この辺のところ、県として、茶業に対してどんなふうに考えてみえるのか。中にティーバッグとマイボトルを持ってやろうよ、これは冒頭申し上げたプラスチック対策にもつながっていくのかなと思いますけれども、この辺のところをどんなふうに進進をされようとしておるのかお聞かせ願いたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、茶の生産流通体制の強化、あるいは県内消費の拡大に向けた取組についてお答えします。

茶業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、現在、茶業関係者や流通事業者、消費者団体などの皆さんから意見を聞き取りながら、新たな伊勢茶振興計画の策定に取り組んでいます。

現時点の計画案では、生産流通体制の強化による茶農家の所得向上と伊勢茶の消費拡大の取組を両輪で進めることとしています。

生産体制の強化による所得向上の取組については、茶農家それぞれの経営発展の方向に沿ったきめ細かな支援として、低コスト化や省力化を図るためのスマート技術の導入、直接販売に向けた新たな商品開発など高付加価値化の取組、経営の複合化に向けた野菜など新たな品目の導入などを進めること

としています。

また、流通体制の強化による所得向上の取組としては、集約化も視野に入れた市場運営の合理化、輸出などを含め、販売機会の拡大に向けた国際水準GAPや有機JASの認証取得などを促進することとしています。

さらに、伊勢茶の消費拡大に向けた取組としては、茶農家だけでなく、飲食店や観光事業者などと連携しながら、ティーバッグを活用して手軽に伊勢茶を楽しむスタイルを提案する伊勢茶マイボトルキャンペーンの推進、県民の伊勢茶に触れる機会の拡大に向けた伊勢茶の名称が入った新たな商品やサービスの開発・提供の促進、1000年を超える伊勢茶産地の歴史や地域に伝わる特徴的なお茶の食文化に関する情報発信や食育活動などを進め、県民の皆さんの伊勢茶への愛を深めることとしています。

今後とも、伊勢茶の振興に向け、市町やJA、茶業関係者などと連携しながら、計画に基づく取組をしっかりと進めてまいります。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございます。

やっぱり一番重要なのは消費拡大にもっと関わっていただきたいなと思います。ティーバッグ、マイボトルというこの一つのキャンペーン、これは非常にこの時代に合っているのかな。先ほど申し上げたように、ペットボトル、できるだけ少なくしましょうよというようなこともございますし、やっぱりペットボトルのお茶とそこそこの茶葉を使ったお茶と、子どもたちに飲ませると、これはもう明らかにこっちがおいしいと言うんですよ。これをもうぜひとも広げてっていただきたいなと思います。

知事も、先般、お茶の振興についての話をさせていただいて、マイボトルの話もされておりました。もうぜひトップ自らいろんなところで、ありとあらゆるところでお話をさせていただきたいなということをお願いして、この項を終わります。

12分しかないので、あと二つもあるんですけども、先に、申し訳ありませんけれども、水野部長にちょっと鈴鹿亀山道路をお伺いしたいなと思いま

すので、順番を変えさせていただきます。

鈴鹿亀山道路は、ここに書いてありますけど、本当は地図をと思ったんですけれども、東名阪自動車道と新名神高速道路をつないでいるジャンクションから延長して、鈴鹿市内へ入っていくという道路でございまして、その先は、今回、去年でございましたけれども、事業化認定がされた鈴鹿四日市道路につないでいくという一つの大きなプロジェクトでございまして、中勢バイパスが今、最終4工区までつながっている。延長して、先ほど申し上げた鈴鹿四日市道路とつながる。こういう大きな計画でございまして、本当に鈴鹿市民、待ち望んでおる道路でございまして。

そういう意味で、令和3年2月に都市計画決定をされ、事業化目前ということでございます。これはもう本当に鈴鹿市民としては、もうぜひとも、一日も早くというのが思いでございます。

国土交通省中部地方整備局が、今年の4月に発表いただいた防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラムがございまして、鈴鹿亀山道路が、沿岸部と市街地と内陸の高速規格道路を結ぶ重要な道路であるところ、ところが未整備で、防災上の課題としてミッシングリンクに位置づけられておりますので、ぜひとも、何遍も言いますが、供用できるように早くお願いをしたいと思っております。

このことは、立地しておる企業にも、産業にとっても非常にプラスになるんだらうと思っておりますので、重ねてお願いをしたいと思います。

もう一つ、リニア中央新幹線の関係もございまして、亀山市へ行くという亀山の駅、市内にできる話になっておりますけれども、そこへ行く上で、これも重要な道路であると思っておりますし、北勢地域の中勢地域に近い部分の開発、経済的な発展を考えたときに、非常にインパクトのある道路になるのだらうと思っておりますので、この鈴鹿亀山道路の進捗状況をお聞かせいただけないでしょうか。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 鈴鹿亀山道路の進捗状況についてお答えさせて

いただきます。

今年2月、都市計画決定したところでございます。それ以降、早期実現に向けて、三つの取組をさせていただいております。

一つ目が、先ほど御紹介もございましたけれども、広域的な道路計画における位置づけといったものについて明確化させていただいております。国土交通省で出した、国土強靱化の5か年対策プログラムに防災の道路としてしっかりと位置づけていただくということと、もう少し広い範囲から、新しく広域道路交通計画といったものについても、三重県そして国土交通省で定めて、3月に定めたところでございます。そこにも鈴鹿亀山道路をしっかりと位置づけをさせていただきました。

二つ目として、整備手法に関する検討でございます。これについては、国土交通省としっかりと調整するとともに、有識者の方々だとか、あるいは地元の関係者の方々との意見交換を進めているところでございます。

三つ目として、技術や予算に関する支援について、国に要望を展開しているところでございます。これ、一番大事だと思っております。特に接続するジャンクション部ですね。高度な技術力を要するといったことがございますので、技術的な支援をお願いしたいということ、さらに、この鈴鹿亀山道路について、かなり延長の長い道路でございます。コストもかかります。補助金等の予算的な支援について要望しているところでございます。

こうした取組を通じて、早期に実現したいと考えてございます。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） ありがとうございます。

お話をお伺いしていると、県が中心になってやっていただけると、そんな雰囲気ではございますけれども、確認でございますけれども、この鈴鹿亀山道路については、県が中心になって工事を進めていくと。技術的な側面、資金的な側面については国の援助もいただきたいというような考え方でいくということでよろしいでしょうか。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 鈴鹿亀山道路の整備主体についてお答えさせていただきます。

鈴鹿亀山道路は、県管理道路として整備する予定でございます。その上で、財源だとか、あるいは管理の方法だとか、技術的な課題ございますので、多様な手法、制度、地元の理解を得ながら、効率的に組み合わせていきたいと考えてございます。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○**27番（藤田宜三）** 御答弁ありがとうございます。

もう部長の固い意思を確認させていただきましたので、ぜひとも県が主導していただいて、ぜひとも早期にやっていただきたいと思っております。

そういうお話をお伺いしたものですから、これは要望でございますけれども、県が主体でやっていくということになれば、どうしてもやっぱり中心になっていくのが、鈴鹿建設事務所になるのかなと思っております。この部分に対しての体制の強化ですね。これはもうぜひともお願いしたいな。そういう体制をつくっていただいて、部長の力で技術的な面、資金的な面もクリアをいただいて、ぜひとも一日も早く鈴鹿亀山道路を完成させていただきますようにお願いをいたしまして、この項を終わります。

最後ですが、農業に戻りまして、直接関係していますので言いづらいんですけども、花卉花木産業の振興ということでございます。

冒頭に申し上げたように、花がこういう場所で使われるということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症があつて、いろんなパーティーであるとか、あるいは葬儀が家族葬になっていくというような流れの中で、消費が非常に減ってきております。

これに対していろんな行政の支援もいただいておりますけれども、三重県が中心になって、我々と一緒になって、関係団体と一緒にやってやる花フェスタも、去年と今年、中止になってしまいました。こういうことがいっぱい起こっているんだろうと思っております。

価格も下がったっきり、一部観葉植物が、おうちにいらっしゃる機会がた

くさん増えてきて、そこで使われているというので消費がちょっと増えていると聞いておりますけれども。

今日は12月2日でございます、本来ならばお歳暮商戦の中で、植物がもっともっと動かなければならないんですが、まだまだ回復してきていないという状況がございますし、花木における生産、消費動向もどンドンどンドン変わってきておる。簡単には戻ってこない。

そんな中で、一部の中では、若い植木の生産者の方が、実需者と生産者と一緒になって情報交換しましょうよということをやろうということでも動いていると聞いておりますけれども、こういうものに対しても、ぜひとも支援をいただきたいと思うんですけれども。

花卉花木の振興計画をつくっていただいておりますけれども、県として花卉花木の流通、需要の拡大、それから販売促進を含めて、どのような取組をされようとしておるのか。特に花卉、鉢物の物流については、非常に大きな課題を持っていると聞いております。その辺のところも含めて、どのような対策を考えてみえるのか、お聞かせください。

○議長（青木謙順） 答弁は簡潔に願います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、花卉花木の流通需要拡大、販売促進に関するお答えをします。

最近では、鉢花や観葉植物の流通において物流コストが増加するとともに、積込みや荷下ろし、検品等の作業の煩雑さから運送会社が撤退するという課題が生じております。

このため、令和元年度に設置された運送会社と生産者の検討会に県も参加し、安定的な流通の実現に向けた検討を行っており、今後、国の事業活用も視野に入れながら、さらに検討を進めてまいります。

一方で、需要を拡大するためには、県民の皆さんに花のある暮らしを提案していくことが重要と考えておまして、関係団体と連携しながら、関東東海花の展覧会等、県外PRイベントの参加、フラワーバレンタインなど花を

贈る習慣の定着化などに取り組んでまいります。

また、販売を促進するためには、生産者団体が進める植木祭りや花フェスタでの即売会の開催、令和4年度に鈴鹿市で初めて開催するガーデニングショーの取組などを支援してまいります。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） 答弁ありがとうございました。

要は出口が非常に大切であるというのが、農産物全般に言えることだろうと思っております。販売に関しては、行政はあんまりということではなしに、ぜひとも行政の信用力を双方の売手、買手の中に信用力というものを使いながら、流通、販売にぜひとも御支援を賜りますようお願いを申し上げます。質問を最終させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。29番 石田成生議員。

〔29番 石田成生議員登壇・拍手〕

○29番（石田成生） 会派自由民主党の石田成生でございます。

10月6日の知事所信表明から、持続可能な三重県づくりを意識して幾つか質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

10月6日に上程された議案の知事提案説明の前段20ページにわたって、一見知事は初の所信を表明されました。この所信表明より質問させていただきます。

所信は17項目にわたり三重県政の目指すべき方向が示されています。それぞれの項目が有機的に絡み合っ一つの答えに向かいますので、ばらばらに議論することはどうかと思いながらも、便宜上、5点についてお尋ねしてまいります。

まず、一つ目に、人口の社会減対策についてお尋ねいたします。

まず、1ページ目に、三重県は気候穏やかで豊潤な土地柄、食材にも恵まれた地域である、とあります。気候が穏やかで食材に恵まれているということは、人が一生暮らすために最も大切な条件であると私は思います。

このような条件にある地域は三重県だけではありませんが、このような好条件の三重県を選んで住みたいと思わない人が世の中にはおまして、三重県の宣伝不足ではなくて、選ばない人の価値観の問題であると思います。

日本人約1億2000万人の価値観が起こした現象は、人口の一極集中を招いています。この人口の一極集中は、先日も衆議院小選挙区の10議席増10議席減案が出まして、これをもう見ると、さらに進んでいるのが明らかなんです。東京都なんかプラス5議席になっています。関東圏で埼玉県、千葉県、神奈川県でそれぞれ1議席、2議席、神奈川ではプラス2議席となっています。

やっぱり宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、愛媛県、岡山県、広島県、山口県、長崎県で、マイナス1議席となっていますので、ますます人口が都市圏に集中しているというのは、これでもよく分かることです。

集中したその場所では、合計特殊出生率を下げ、食料供給を地方に頼っております。新型コロナウイルス感染症も、一極集中した地域で特に広がりを見せました。

そして、このような価値観は食べ切れないほどの食料を生産して、余った食料を捨てるというような現象を引き起こし、持続不可能な社会をつくっています。

個々の価値観の多様性が尊重されて社会が形成されていることは大切なこととありますが、この延長線上に持続可能性があるとは思えないんですね。この延長線上にこのSDGsがあるかどうかは、私は疑問に思っています。

三重県の令和2年の転出超過数4311人も、このような国民の価値観から来ていると私は理解しています。4311人の転出超過の8割が若者が占めていて、若者の県内定着が重要で、社会減対策を強力に進める必要があると知事は言われております。

県外の転出超過を何人に抑えれば、逆に転入超過を何%にすれば目標達成なのか。三重県の適正人口を何人とされているのか。実は県民の人口は、適正な水準があるのではないかなと思っています。

現在、約177万人の三重県人口が、これが、例えば500万人になっていかということを見ると、そうは思いません。

三重県の自然の恵み、恩恵を享受できる適正な人口は何人から何人の間と、たまたま多ければいいのだということではなくて、適正水準を見極める必要もあると思うんです。適正水準を超えると、この三重県の恵みは破壊されていくとも思います。

日本全国では、当面、年間55万人から60万人ほど人口が減少します。47都道府県で、年間に平均するとですけれども、この平均ってあり得ないんですが、仮に平均したとすると、50万人から60万人を割ると、1万2000人から1万3000人減少することになります。

これは平均ですから、都市部は減少しないと推計されるので、もっと多く減少することになります。三重県でも近年、8000人から1万人減少しています。

先日、昨年の国勢調査の結果が出て、5年間で4万5000人減っていますので、これを5で割ると、単純に、ここ5年では年間9000人減っていることになります。

今後、この減少幅は大きくなるものと推測されます。地方のどの県も人口減少を食い止めようと一生懸命になっていると思いますが、仮に、その食い

止めに成功した県が半分成功したとすると、仮の数字ですけれども、さらにこの倍減ることになって、半分の県が成功すると半分の県は倍減ることになって、減る県は2万4000人から2万6000人の減少に襲われることとなります。

今後、このそれぞれの県が移住優遇策等で人口の綱引きを続け、そして、この綱引きの綱が、これは人口のことを言うんですけれども、年々短くなっていく中、単なる金銭的な優遇策でなく、それぞれの地域の特性により選択していただく、全国的に人口減少が続くうちは、各県が自身の特徴や売りを生かした人口減少対策に取り組む必要があると思いますが、知事はいかがお考えでしょうか、お答えいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 人口減少は国にとっても、地域にとっても、静かな脅威であるということは、改めて言うまでもありません。人口減少は経済力を削って、その発展を困難なものにしてまいります。

例えばであります、人口が日本の7割程度のドイツは、GDPも日本の7割であります。人口が日本の2分の1程度のフランスは、GDPも日本の2分の1となっています。人口が日本の3倍程度でありますアメリカは、GDPが日本の約4倍ということで、GDPと、すなわち経済力と人口は一定の相関関係があります。

日本においても、ほかの先進国と同様、人口減少を避けることができないということがございますので、これに対する何らかの手当てを打っていかなくちゃいけない。したがって、政府も人口減少はまずいということで、いろんな対策を打っているところです。

議員の御指摘もありましたけど、11月30日に総務省から公表された令和2年の国勢調査の結果であります、三重県の人口は177万254人です。大正9年の第1回の国勢調査から平成17年まで、三重県の人口は、一部減少があったことを除きまして、ずっと増加していたんですけれども、平成22年の前々回調査から減少に転じていると。令和2年の調査では、その前回の平

成27年の調査に比べまして2.5%の減少ということであります。

先ほど申し上げましたように、経済力と人口は一定の相関関係がございますので、例えば人口が減っていくと経済力が落ちていきます。人口が減るとどうなるかという、例えばカフェのスターバックスなんかは、そこにいる人口によって店を出すか出さないか決めます。人口がどんどん減っていくと、産業も、お店だけではなくて、製造業も労働力が確保できないので、三重県に行ってもしょうがないといって、ほかの県に行ってしまうこともあります。

したがって、人口減少に対しては、あらゆる手だてを使っていかなきゃいけないと思います。適正な人口という考え方はありますけれども、今、減少が、人口減少がこれだけ起きている三重県においては、もう人口減少の速度を緩めるために、あらゆる手だてを取っていくべきだろうと考えているところ です。

また、議員の御指摘ありましたけど、三重県のよさや売りを生かした対策に取り組む必要がある、おっしゃるとおりだと思っています。改めて申し上げますが、気候穏やかで自然豊かな三重県をやっぱりしっかり売っていくということも重要ですし、中京圏と近畿圏の中間に位置して、産業立地の面で優位性があるところも売っていかなきゃいけないと思っています。

いずれにしましても、具体的な取組としては、まず、雇用を確保していくというのが重要でありますので、産業振興や観光、農林水産業も含みますけど、三重県の特徴でございますけど、こういったものをしっかりと振興していく、企業の誘致もしてかないかと。

さらには、リニア中央新幹線とか道路、集客、交流のための基盤、交通ネットワークもしっかりと整備していかなきゃいけないと思いますし、また、子育て環境も必要ですし、防災とか医療とかという安全・安心もしっかりとつくっていかないと選ばれる三重県にはなっていないんやろうと思っております。

三重県のよさや強みを生かして、県民の皆さんが元気に暮らせるように、また、多くの方が三重県に住みたいなと思ってくれるような三重を目指して

いきたいと考えているところでございます。

[29番 石田成生議員登壇]

○29番（石田成生） ありがとうございます。

日本全部でいうと、55万人から60万人減ってくるのは、すぐには止められなくて、しばらくはそういうふうには状態が続くんですね。それぞれの県が引っ張り合いをすると、先ほども申しあげましたけれども、一つが人口増加に成功すると、二つか三つ、さらに人口が減る県が出てくる。これは、県内においても市町の中でそれが起こると、一つの市が増加すると、二つか三つの市か町がさらに減っていくことになるわけです。

そんな中で、それぞれの特徴や利点を生かしたバランスが必要じゃないかということをお願いしたかったんですね。そういうこともぜひ御考慮に入れていただいて、地域間競争に打ち勝つということ、先ほどの答弁もそういうことをおっしゃっていると思うんですけども、先般の私どもの会派の村林議員の代表質問の知事の答弁でも、流出防止と流入促進のために、先ほどおっしゃった雇用や医療、教育、安心・安全とかということをおっしゃっております。

外から引っ張ってくる策と一緒にすることになるか分かりませんが、今住んでいる県民のためということをぜひ意識して、前面に出してお願いしたいなと思います。

続いて、自然減の対策についてお尋ねいたします。

人口減少のもう一つの理由となる自然減とは、生まれてくる子どもの数と亡くなる方の人数の差によって減少することを指します。

先ほどは転出超過という社会減についてお尋ねしましたが、自然減の原因となっている少子化の対策についてお尋ねしてまいります。

知事は所信表明に、人口減少に関する課題は一朝一夕に解決できない構造的な問題であり、県の施策の効果がすぐに現れるものではありませんと表現されており、全くそのとおりであると思います。すぐに現れるものではないからこそ、進む方向を間違っははいけないと思います。

2020年5月に策定されております少子化社会対策大綱の一番初めに、深刻さを増す少子化と書かれておまして、少子化の進行は、人口、特に生産年齢人口の減少と高齢化を通じて労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、結婚しない人や子どもを持たない人も含め、社会経済に大きな影響を及ぼす。時間的な猶予はない。今こそ結婚、妊娠、出産、子育ての問題の重要性を社会全体として認識し、少子化という国民共通の困難に真正面から立ち向かう時期に来ていると、このようにあるんですね。

私はこの一文に実は疑問を持っておまして、私の疑問とは何かなんですが、この疑問について知事と共有できればありがたいと思ってお尋ねするんですが、私はどういう疑問を持っておるかという、この一文には、少子化の進行は社会経済に大きな影響を及ぼすと書かれていて、だから対策を打たなければならないと読み取れるんです。

そここのところに一番の疑問を持ってしまして、仮に現在の出生数、出生率が国民や県民の価値観の表れであるとするなら、早急に経済の仕組みや社会保障の仕組みのほうを変化させなければならないと思うんですね、そうであったとするなら。

子どもを産んで育てるのは、経済や社会保障のためではないと言いたいです。そこは共有できるかどうかかなんですね。それをお尋ねしたいと思うんです。

続けてお尋ねいたしますが、同じく、少子化社会対策大綱の、先ほどの深刻化を増す少子化に続いて、少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化と有配偶出生率の低下が少子化の直接的な原因であることが書かれています。

また、男女ともに多くの人がいずれ結婚することを希望しながらも、適当な人に巡り会わない、資金が足りない、子育てや教育にお金がかかり過ぎる、これ以上、育児の負担に耐えられない、仕事に差し支えるといった理由で希望がかなわない状況があると書かれています。

先ほど紹介しましたように、知事は所信表明で、人口減少に関する課題は一朝一夕に解決できない構造的な問題であり、県の施策の効果がすぐに現れるものではありませんと言われ、少子化の問題はまさしく超長期的に策を練らなければならないと思っています。

ゆえに、結婚や子どもを持つことを希望していてもかなわない理由がある方たちに、その理由を克服できる経済的条件、社会的条件を整えていくと同時に、困難な条件下ながらもそれらを乗り越えられるよう、子どもを持つことの豊かさや幸福感を伝えていく取組が大切ではないかと感じるんですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員が御指摘のように、まず、県外から人を持ってくるというよりは、住んでいる県民のために行政を展開する、これはやっぱり重要なことだと思っています。

ただ、人口が減っていく中で、県外からも移住してもらおうというのは非常に重要なことで、これは決して県内でカニバリズムといいますか、市と町が取り合うということではなくて、外からやっぱり来ていただくということは非常に重要であると思っています。

国の場合は、外から来てもらうというのはなかなか難しいんですけど、県の場合は、ほかの県から、あるいは大都市から、まさにおっしゃっている大都市の一極集中の問題ありますので、そこから、ええところですよ、三重県に来てくださいと言っていかないかんと思っていますところでもあります。

また、子どもを産み育てるのは、経済や社会保障のためだけやないやろうと。おっしゃるとおりでありまして、経済や社会保障を変えていかなあかんというのもおっしゃるとおりだと思っています。今まさに政府を挙げて生産性革命、私も国土交通省におりましたときにやらせていただいていたけれども、省力化とかデジタル化はどんどん進めていかなきゃいけない。他方、やはりここまで下がっている合計特殊出生率は、何とか上げていかなあかんと思います。

子どもを持って、成長を目にするということは、子育ての苦労はありますが、親にとっては大きな喜びであります。したがって、子どもを持つときに、経済や社会保障のために子ども欲しいと思っておる親はほとんどいないやないかと思えます。

また、子を持って知る親の恩と言われますけど、人間ともすると自分1人で育ってきたように思っており、私もそう思っていましたけど、自身も子どもを持ったときに、育ててもらったというのはありがたいことやなと考えました。

そういう社会性という意味で、子どもを持っていくというのは非常に大きな意味があって、結果において、経済との関係はあるにしても、そればかりではないと思っています。

先ほど社会性と申し上げましたけど、やはり社会全体で子どもを育てていくという考え方も非常に重要であります。議員が御指摘の子どもを持つことの豊かさや幸福感は決して自分だけで子どもを育てなあかんのやというところから出てくる苦悩といいますかね、これを少しでも和らげていくということも大事なんだろうと思えます。

以前、小島議員から子育て罰の御質問がありましたけれども、そういうところはやっぱり緩和していくのも非常に重要でありまして、今、三重県各地で地域学校協働活動、実は私の出身の小学校でも、この間訪れてきましたけど、一生懸命やっています、文部科学大臣表彰もいただいたところでございますけど、地域の皆さんが参加して、未来を担う子どもの成長を地域全体で支えていこうということも行っているところでありますので、こういう取組は非常に重要でありますし、その取組があって、初めてというわけではないですけど、両親も子どもを持つことの豊かさや幸福感を感じられる部分もあると思っていますところでございます。

県民の皆さんが子どもを持って育てるということに対して前向きになることが大事であります。議員が指摘されたように、例えば不妊やとか不育症に対する対応も非常に重要やと思っていますし、先ほど申し上げましたように、

社会全体で子どもを育てていくという機運の醸成も大事だと思っていて、子どもを産んで育てやすい三重を実現して、人口の自然減対策にもつなげていきたいと考えているところでございます。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） ありがとうございます。

一番申し上げておきたいところは、子どもを持つことの豊かさや幸福感、人が命を過去から未来につないでいく中で、なぜつなげていけるかという、その子どもを持つことの豊かさや幸福感を感じているからつなぐことができるわけで、そこを大切に思う、実感できる県政の政策をぜひ考えていただきたいと思います。

先ほど知事からの答弁で、社会でというお話ありました。もちろんそうなんです、社会や地域でと、先ほどもちらっと紹介した、令和2年度の国勢調査の結果では、人は減っていきながら世帯が増えている。もう少し詳しく見ると、これ、核家族化が相変わらず進んでいると同時に、1人の世帯が増えていることが読んで取れるんです。

1人世帯、しかも家の状況を見ると、借家が多いんですね。自分で戸建てを持つとかというのよりも。というのは、やっぱり核家族化とかやっぱり1人世帯ってここにも一つの現象が表れていて、かつての大家族の中では、子育てを一つの家の世代の中で協力し合ってきた。介護にも言えることなんですけれども、そこにも、子育てをしにくい現象が表れているので、これも日本人の価値観によって進んできたことなんですけれども、これを行政で止められるかと言ったら止められにくいことですが、それこそ、すぐには止まらないけれども、超長期的に考えていくことだとすると、行政としても一定の考え方を持つ必要があるだろうと私は思っておりますので、引き続きの取組をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、三つ目に、脱炭素社会実現に向けた取組の推進についてお尋ねいたします。

地球規模での温暖化が進み、海水温の上昇による異常気象、大規模自然災

害の頻発が問題となっておりまして、世界的に脱炭素社会の流れが加速しております。県が脱炭素社会づくりに向けて率先して取り組むことで、県全体の取組をリードしていくとも記されています。

私は、脱炭素社会推進については、今年の3月9日に一般質問をさせていただいております。簡単に振り返らせていただきます。

三重県は2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すと言いました。排出を実質ゼロにするという意味は、排出と吸収を差引きでゼロ以下を目指すというものです。2050年までの目標を必達と考えるならば、進行管理をしないと、夏休みの宿題のように、2学期直前になってあたふたすることになってしまいます。

進行管理について聞きたいとお尋ねしましたら、岡村環境生活部長からは、三重県の温室効果ガス排出量は、国のマニュアルに基づく推計手法により算定している。本県のCO₂排出量は、電気や燃料などのエネルギー使用に伴うものが9割以上を占めている。部門別では、産業部門の割合が全国に比べて非常に高い。森林保全や緑地保全などのこれまでの吸収減対策に加え、将来のCO₂回収技術などのイノベーションが持続的に創出されるよう、国の支援制度など最新情報の収集、提供などにより、吸収量の確保を図っていくことで目標達成に近づけるものと考えていると。

私からさらに、2013年度比30%削減を2030年に達成すると目標を立て、10年前には2005年度比20%、約580万トンの削減を2020年までに達成する目標を立てたが、2017年時点ではその半分ほどしか達成できていない。2030年までの2013年度比30%の削減、そして2050年には実質ゼロ達成に向けての知事の意気込みを聞きたいとの質問に対して、前知事、鈴木英敬知事からは、近年、世界各地で、人類がこれまでに経験したことがない異常気象や災害が発生している。県内においても、2019年には、それまで一度も出されなかった記録的短時間大雨情報が9回も発令されるなど豪雨災害が頻発したほか、熱中症患者の増加、アコヤガイの稚貝の大量死が発生するなど、気候変動の影響と考えられる事象が多く発生し、地球温暖化を止めることは待ったなし

の状況となっている。こうした中、全ての国々が温室効果ガスの排出削減に取り組むパリ協定が、2020年1月からスタートしたこともあり、脱炭素が世界の大きな潮流となっている。県においては、一昨年12月にミッションゼロ2050みえとして、脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組む決意を示した。

途中略しまして、2050年は決して遠い未来ではない。今を生きる私たちが責任を持って直ちにこの問題に対策を講じていかなければ、未来の子どもたちが生きる地球環境を残せなくなる。そのためには、まず今後10年間の取組が大変重要であると答弁いただいております。

一見知事が所信を述べられた10月6日の朝刊に、真鍋淑郎氏のノーベル物理学賞受賞発表が報道されました。二酸化炭素の増減が気候に与える影響、気候に影響することを示し、地球温暖化の予測に関する先駆的な研究を続けた業績が高く評価されての受賞だそうです。大気中に僅か0.04%しかない二酸化炭素の濃度が2倍になると、気温は2度上がるらしいです。このような研究の成果が、二酸化炭素の削減目標達成を後押ししてくるものと期待するところです。

さらに、イギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、2100年の地球平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度以内に抑える努力を追求する、また、注目されていた石炭火力に関して、段階的に削減等を含んだグラスゴー気候合意が採択され、世界で温室効果ガスの強化が求められています。

三重県においても、2050年の脱炭素社会実現に向かうためには、さらなる脱炭素社会を見据えた取組を進め、単年度ごとの進行管理が必須ではないかと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） さらなる脱炭素社会の実現を見据えた取組と、その単年度ごとの進行管理についてお答えいたします。

議員からも触れていただきましたけれども、直近の状況について少し申し上げます。

世界的に脱炭素の動きが加速する中、国において、本年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことが盛り込まれるとともに、10月22日には、2030年度における温室効果ガスの削減目標として、2013年度比から46%削減し、さらに50%の高みに向け挑戦し続けるということを示した地球温暖化対策計画が閣議決定されたところでございます。

県におきましても、この国の計画改定を受けまして、本年3月に策定いたしました三重県地球温暖化対策総合計画の見直しに入ります。

こうした中で、現在、県では、この総合計画に基づきまして脱炭素社会の実現に向けた取組を進めているところでございまして、特にミッションゼロ2050みえ推進チームの枠組みにより、多様な主体と連携し、今年度は再生可能エネルギーの利用促進、脱炭素経営の促進、クールチョイスの推進を三つの柱として取り組んでいるところでございます。

こうした取組を進めていくに当たりまして、単年度の進捗管理という視点からも、県庁各部署局長から成る三重県脱炭素社会推進本部におきまして、まず、庁内の組織間で幅広く情報を共有し、関係部署と連携・調整を図ることで、毎年進捗管理を行いながら、全庁的に計画を推進することとしております。

また、あわせて、総合計画を着実に進めていくため、今年度、実際には年明けに予定しておりますが、三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会を設置いたしまして、県民、事業者、有識者等により、毎年度の温室効果ガス排出状況や計画の進捗状況について評価いただくこととしております。

特に来年度に関しましては、重点的に取り組む必要がございます対策の追加・拡充、または見直しについて、この委員会の評価なども踏まえながら、総合計画の改定に生かしていくこととしております。

こうした毎年度の評価を生かし、それらを着実に実行することで、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速してまいります。

[29番 石田成生議員登壇]

○29番（石田成生） 当然のことながら、世界的な議論であり、国も数字的な目標を立てて、そしてそれを各都道府県に落として、そこで計画も立てて進行管理をしていくと。進行管理は、計算がその年、直ちに出るわけではないので、2年遅れで出てくるんですね。それで進行管理されていくということは分かりますので、ぜひお願いしたいと思います。

さらに、県内でどんな排出がされているのか、また、その排出を抑制されていくのか、そして吸収をどういうふうに進捗させていくのかを、もう現場を細かく把握して、その目標に沿って行っているのかどうかを検証することで、年次、年次の進行管理が初めてできるんじゃないかなと思います。

自然エネルギーを利用するというもののいろんな策をやって、同時に、何か木を伐採してしまっていて、そのプラスマイナスはどうなっているのかとかですね、細かいことの積み上げをしていくことで、初めて進行管理ができるんじゃないかと思いますので、そういうふうな体制でやっていただけという理解でよろしいでしょうか。どうでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） ただいまの御質問につきましては、まず、基本的に毎年積み上げながら、それを検証して次につなげていくという形で、取組を目標に対して進めていきたいと思っております。

ただ、先ほど議員からもございましたとおり、排出量の把握という意味では、少し2年遅れということで少し間が空きますので、それと取組の検証というのが少しずつ形になるということで、数字は数字として捉えつつ、その取組は取組として検証しながら、今後しっかりと進めてまいりたいと思います。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） 排出量と吸収量はやっぱり2年遅れてしか、どうしても分からないので、それはもう仕方ないのですよね。ただ、2年遅れであっても、その年、その年に確実に目標を達成できているかどうかという検証をぜ

ひお願いしたいと思います。

続いて、四つ目の質問で、持続可能な健全な人づくりのための教育についてお尋ねいたします。

知事の所信表明の書き出しのところは、教育のところの、教育は国づくり、地域づくりの基礎であり、教育は長期的なビジョンを持って取り組むべき1丁目1番地の施策であると始まっています。このところは認識を共有できるところであります。

続いて、子どもたちの人格形成の基礎となる確かな学力の定着と向上、命を大切にできる心や他者への思いやり、健やかな身体の育成について注力して取り組むとありますが、命を大切にできる心や他者への思いやりと健やかな身体が先で、確かな学力は2番目に記述でよいのかなと私は実は思っています。

ここからが質問ですけれども、教育のところの後半の記述にこのようになります。不登校児童生徒の支援、いじめの根絶に向けた取組を進めるとともに、障がいの有無や国籍、家庭の状況等にかかわらず、全ての子どもたちが未来に希望を持ち、意欲的に学ぶことができるよう、一人ひとりの状況に応じた教育に取り組む。こうした教育活動が一層効果的で持続的なものとなるよう、少人数学級や習熟度別指導など、少人数学級の推進や学校、家庭、地域が一体となって子どもを育ていく学校運営、様々な課題に対応するための専門人材の配置とともに、学校における働き方改革を進めていくとあります。

持続可能で健全な人づくりは国づくり、地域づくりで、家庭・地域・学校が子どもの24時間365日を隙間なく監視できる状態を続けるのではなくて、健全な人づくりは、隙間なく監視できる状態をつくり続けるのではなくて、大人の見えない時間と空間によってつくられるのではないかと思うんです。

木平芳定教育長も私とよく似た年代で、同じ年でしたっけ。同じ頃を美杉村で育ったんですかね。過ごされました。恐らく肘や膝にはかさぶたのない日はなかったのではないかなと思います。多かれ少なかれ、似たような年代の方はこうした御経験があるのではないかと思います。

かさぶたは、大人の目の届かないところで、子どもがいろいろな体験をして育っていく過程の象徴であります。明日や来年には急変過ぎて無理だと思えますけれども、遠く目指すべき方向をきちっと目指したときには、大人の監視下にながちちに入れてしまわず、子ども同士が自ら考え、行動し、悩み、時には傷つき、そして立ち直る、こうした子どもたちの姿を目指し、今後の教育現場に反映させていただきたくお考えはありませんか。お答えいただきたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 自ら考え、行動するといった姿を目指していく人づくりにつきまして、その考え方について御答弁申し上げます。

学校では、子どもたちが夢や志を持って豊かな未来をつくっていきけるよう、発達段階に応じて教育活動を進めています。これらは家庭や地域とも連携して行われていますが、県教育委員会として教育施策を進めます上で大切にしたいと考えていることが幾つかあります。

その一つは、子どもたちは将来、社会の一員としてその担い手となり、人との関わりの中で自己実現を果たしていく存在であるということです。このため、一人ひとりの個性と能力を伸ばしながら、集団の中で自分の考えを持ち、多様な考え方や価値観に触れ、豊かな社会性・人間性を身につけていくことが大切であると考えています。

二つ目は、誰もが安心して学べる学習環境の実現です。かけがえのない学びの機会が損なわれないよう、不登校児童生徒への支援、いじめ対応、特別支援教育など、一人ひとりに寄り添った支援に重点的に取り組んでいるところです。

こうした中で、今般のコロナ禍による学校休業で、学校は学習の場としての役割に加えまして、学校行事や生徒会活動あるいは部活動など教室内外の体験を通じ、協力し合ったり切磋琢磨したりする貴重な場であることが再認識されました。

また、日頃の熱心な指導の中では、学ぶ内容や学ぶ方法を学校や教員から

与えられる場合があるなど、子どもたちは受け身になっていると感じられる場面もあります。

これからの変化の激しい時代を豊かに生きていくには、自ら課題意識を持って考え、学びを進めることが大切になります。うまくいかなかったとしても、自分で決めた結果を受け止め、その困難を乗り越える経験が成長につながります。

現在、県立高等学校活性化計画を策定中であります。その中の施策の一つとして、生徒を自立した学習者として捉え、自己の生き方や進路を主体的に考え、行動できる力を育める学びを検討しています。そのとき、教員には生徒の主体的な学びを支える伴走者の役割が求められます。

また、今年度の新たな取組として、学校生活や友人関係などでつまずいたり、思うようにいかない状況があったとしても、しなやかに受け止めて適応し、回復する力が高まるよう、モデル校で児童生徒のレジリエンスを育む取組を実施しています。物の見方や考え方には多様な捉え方があり、ポジティブな感情を持つことなどを、今後、他の学校にも広げていきたいと考えています。

これからも学校であるからこそ学べる内容を充実しつつ、家庭や地域と連携し、これからを生きる三重の子どもたちが志を持って夢を実現する力、他者と協力してよりよい社会をつくっていく力を育んでいきたいと考えています。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） 聞きたいところにあんまりびたっとお答えいただいているような気がしなかったので、もう一度お尋ねしたいんですが。

教育長は御苦勞された答弁をしているようには感じるんですが、私が言いたいところはね、ひょっとしたら学校だけじゃなくて、家庭も含めてなのかわかりませんが、先ほどかさぶたのお話をさせていただきましたが、最近の子ども、かさぶたってあまり見たことないような気がします。ひょっとするとかさぶたを作らないのは、転びそうなときに転ぶのを見ていけばいいのに、

転ばせないような大人の関わり方がある。

それとか、学校が終わってから日が暮れるまで、子どもだけの時間があった、そこで、先ほど申し上げたような、子ども同士が自ら考え行動し、悩み、傷ついて立ち直ってくる、そういう時間を大人が奪ってしまって、自らが育ってくる機会を奪ってしまっているのではないかなど。そういうのをもう一回取り戻させるような教育現場にはならないのかなとお尋ねしたんですね。

ちょっとすみません、私の捉え方が下手なんかも分かりませんが、そこにびたっとお答えいただいているような気はしませんが、もう一度、分かるように御答弁いただけるとありがたいです。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 石田議員の御指摘のかさぶたの話であるとか、私自身としては、前の教育警察常任委員会でも御意見聞かせていただきましたし、受け止めさせていただいて答弁させていただいたつもりなんですけれども、改めて思うところを御答弁させていただきます。

私としては、子どもの主体性とか自分で考えるとか、あるいは、場合によっては周りが必要に手を出し過ぎないとかですね、おっしゃっていただいたような、転びそうな石をどけることも必要ですけれども、自分でそれをどう考えていくかということが重要な発達段階もあると認識しております。

一方で、大変な状況にある子どもに対しては、しっかり寄り添った支援が必要だと考えておりました、学ぶ場合においても、やっぱり何のために学ぶのかとか、どのように学ぶのかということをしっかり認識して、その場合、失敗しても自分で考えて、受け止めてやっていくということが大切であると認識しております、今後もそういった視点も大切にしながら、市町教育委員会とも連携して取組を進めていきたいという思いであります。

以上です。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） ありがとうございます。

私が言いたいような人づくりの状況がもしかなわったとすると、学校現場

で教員の働き方改革にも私はつなぐと実は思っていて、もうちょっと肩の力抜けた教育が、教員側からすると、そういう教育が私はできるんじゃないかと思っております。主張したいことをちょっとぜひよく理解していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

教育長や私も知事も、ほぼ同世代でございます。私たちが子どもだった頃との時代背景にはやっぱり大きな違いはあるのは事実です。

そのうちの 하나가、このデジタル化が進んだ社会であるということも、そのうちの一つなんです。三重県もデジタル社会推進局を設置しまして、先に進もうとしております。

デジタル化社会はよい現象ばかりではなくて、先ほど大人の目の届かない時間が大事だとは言ったものの、一方では、子どもが大人の目を届かないところで、デジタル技術の活用を間違えて事件を起こすほどにまでも実はなっておるところは、一面もあるんです。

人格形成に大切な命を大切に作る心や他者への思いやり、健やかな身体、確かな学力、三つをかなえるには、ひょっとすると、かつてのアナログ社会が人づくりの中にはもう少し要るのかもしれないとも思っています。

一つ、ちょっと申し上げますと、エネルギーを例に申し上げますと、石炭が動力源として利用されるようになった16世紀頃、やがて石炭に続いて石油が普及して、1859年にアメリカで新しい採掘方法が発見されてから、石油の大量供給が可能になって、化石燃料の大量消費が、消費量が加速的に拡大したんです。

21世紀の今、化石燃料を世界的に、脱化石燃料を世界的に議論するとは誰も予想しなかったんですよ。ひょっとしたらスマートフォンの利用をやめようという議論が、ひょっとしたら近い将来、始まるのではないかなとも私は予言をしておきたいなと思います。

では、最後に、岸田新内閣への期待というところで、新総理の新しい日本型資本主義の象徴は地方であるとの発言を受けて、真の意味での地方が主役となれるよう、新総理のリーダーシップに期待するとあります。

新しい日本型資本主義とはどのような資本主義だと受け止めておられるのか、また、真の意味での地方が主役とはどのようなイメージを持っておられるのか、知事のお考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私なりの考え方でありまして、岸田総理が進められる新しい資本主義というのは、宏池会を率いられる総理らしい考え方やと思うんですけども。

市場機能を活用して、まず、経済成長が大事なんだと。その上で成長と分配、この時代はやっぱり分配重要やと思いますけど、その成長と分配の好循環を実現していくことで、我が国が持続可能な国として発展し続けていくことを目指しているんじゃないかと思っていますところでございます。

先ほど議員も御指摘されましたけれども、これから日本が成長していくために、デジタルは非常にやっぱり重要やと思います。それ以外にも、先ほどの御質問にもありましたが、グリーンも重要でありますし、量子とか宇宙、そういった先端科学技術も重要であります、そういったものを駆使しながら成長を実現して、分配もきちんと行うということが、総理がおっしゃっている新しい資本主義であると考えますし、今の日本にとって必要なものだと思っております。

真の意味で地方が主役、これは非常に総理が言っていて、もちろん共感するところがございます。

東京と三重県で生活を経験しました私でありますけれども、三重県は非常にいいところであります。東京は東京のよさがあるんですけど、やっぱり住んでみると三重県のよさというのは分かります。

議員の中にも、大都市圏と三重県両方で住まわれている方、たくさんおられると思いますけど、恐らく私が申し上げていることは共感を持って受け入れていただけるんじゃないかなと思っております。

先ほどの冒頭の御質問にもありましたが、東京は一極集中の問題を抱えています。2025年には介護難民が多数出るとも言われていますし、大規模災

害による首都機能の機能停止という問題も抱えておまして、そういった弊害がある中で、地方への人の流れをつくるというのは大事なことやと思っています。

三重県は中部圏と近畿圏の間に位置していますし、今後、リニア中央新幹線が開業しますと、スーパー・メガリージョンと言われている地域の一面を占めるということになって、さらに発展をしていくことが期待されているわけであります。

冒頭の答弁で申し上げましたけど、やはり地方がその売りを持って、それぞれのよさで発展していくというのが、真の意味での地方が主役と総理がおっしゃっているものだと思っています。

総理は、国を挙げてそういうことを支援していくんだとおっしゃっておりますので、総理の今後のリーダーシップに私は大いに期待をするところでございますし、期待しているだけではいけません。三重県もやはり成長に向かって進んでいくということが重要だと思っているところでございます。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） ありがとうございます。

地方が主役、真の意味での地方が主役というお考えを、知事のお考えをお聞かせいただきました。おっしゃっていただいたお答えの中で、それぞれの売りで勝負をしていっていただきたいなと思います。

そして、答弁の中に、デジタル化の推進は当然のこのように、国としても、県としてもおっしゃいましたが、アナログとデジタルのやっぱりバランスとか融合とかというのを大事にしないといけないなと思っているんです。

アナログでしか解決できないとか伝わらないとか成果が出ないとかというのも必ずあって、デジタル、デジタルじゃなくて、やっぱりデジタルとアナログのバランスというか融合というか、これは大事だと思いますので、しっかりこのところをお収めいただきたいなと思います。

もう一つ、私これまでの議論にちょっと共通して思っているのは、詰め込

み過ぎがよくないと思っているんです。これは人口の詰め込み過ぎですね、一極集中という詰め込み過ぎがよくない。それから、人の時間の使い方の詰め込み過ぎ。いろんなことが便利になってできるようになりましたが、なったからといって全部一遍に1人の人間が24時間とか365日でやろうとしては実はいけないのではないかなと思うんですね。

その答えが、実は、集中している大都会よりも地方にあって、その地方の状態が答えであって、だから地方が主役というのが実は答えであると思っています。

地方や県内では、南部や過疎指定地域が持続可能なサステナビリティという答えを持っているのはそこであると、地方であると思うんです。やっぱり1日とか、限られた時間に詰め込み過ぎてしまうと、持続不可能な社会をつくってしまうと思うんです。化石燃料の需要も少しずつ使えばいいんですが、短期間に大量の化石燃料を燃焼させるから持続不可能になってしまいます。

これからリニア中央新幹線も整備されていきますけれども、東京一名古屋間や東京一大阪間が今よりも短い時間で行き来できるようになります。できるようになったからといって1日何度も往復したり、毎日往復したりするのはあまりよくなくてですね。

かつて、1964年に東海道新幹線ができて速く移動できるようになりました。私たちの生活は、それによって、速く移動できることによって、時間的に余裕ができるはずではなかったのかなと思うんです。ポケットベルができて、携帯電話ができて、私たちの時間には余裕ができるはずではなかったのかなと思うんです。

ところが、結果、私たちの生活は、24時間365日ががちに詰め込まれるような結果になってしまいました。そんなはずではなかったんじゃないのかなと私は思うんですね。

そのような価値観が作り上げた結果が、一極集中の持続不可能なまちであって、持続可能なまちというのは、その逆の方向を見ればよくて、それが

地方であって、持続可能な答えが地方にあるということを私は申し上げたいんです。

地方は、その地方の土地だけではなくて、地方に住む人たち、地方を選んだ人たちに持続可能な答えが実はあると思っておりますので、そのことを申し上げて、本日の質問を終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。35番 長田隆尚議員。

〔35番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○35番（長田隆尚） 草莽、亀山市選挙区の長田隆尚でございます。

一昔前、1週間の御無沙汰でしたという言葉がございましたが、私、50日ぶりの登壇ということになってまいります。

それと、もう一つ、今日は何があったかといいますと、13年前、実は、私が初めてこの場に登壇させていただいて、もう13年間になってまいりました。

今回も一番最初にリニア中央新幹線の質問させていただくんですが、これまでに、今日で17回目のリニア中央新幹線の質問をさせていただきます。今までであれば、年に1回ぐらいのネタしかなかったんですが、最近、刻々と動いておりますので、この50日間でも大分進展があったやのように聞いてお

りますので、ぜひともその辺のところについて、具体的にお答えいただければと思います。

それでは、まず、リニア中央新幹線の早期実現に向けてということで、三重県駅候補地案決定に向けた進捗状況について、お伺いしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、10月13日の代表質問におきまして、10月7日のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会臨時総会において、亀山市から提出された県内駅候補地案を受けて、三重県として、2022年中のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会の三重県駅候補地決議に向けて、県内駅候補地をどのようにして決定していくのかという質問をさせていただいたところ、リニア中央新幹線の効果が県内全域に波及する場所であることが重要であり、交通工学、都市計画、交通マネジメント、地域マネジメント、観光関連などの分野の有識者に、三重県内各地から駅候補地までの交通アクセスの利便性、防災上の課題と対策、駅及び周辺施設のスペース確保の可能性、県内ビジネスへの影響、移住、二拠点居住、観光誘客への効果の観点から2021年度末までに分析し、その結果を踏まえ、亀山市からの候補地のそれぞれのメリット、デメリットから案を検討し、同盟会の市町、経済団体と情報を共有しつつ、2022年夏のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会に向けて決定していくという答弁を伺いました。

亀山市では、リニア線形の想定、駅候補地案の検討から除外する区域の抽出、駅候補地エリアの選定、駅候補地案の取りまとめという手順を経て、亀山東・南部地域というエリアを選定していますが、亀山市から提案のあった候補地案について、現在、三重県としては、各分野の有識者によって、どのような効果等の分析が進められているのでしょうか。

そして、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会、市町や経済団体との意見交換はどのようにして進めていくのでしょうか。

現在の進捗状況、今後のスケジュールにつきまして、まずお伺いしたいと思います。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（山口武美） それでは、お答えさせていただきます。

本県では、亀山市から提案のありました県内駅候補地案について、専門の見地から総合的に検証するため、先ほど長田議員からもありましたけれども、各分野の有識者に調査を依頼しているところでございます。

そういう中、具体的には、交通工学が御専門の、名前を申し上げますと、名城大学、松本教授ですけれども、全線開通後の三重県及び首都圏からの交通行動の変化を、アンケート調査等に基づいて分析していただいているところでございます。

また、交通マネジメントが御専門で観光分野にも造詣が深い、南山大学、奥田副学長には、外国人の観光客の県内周遊観光の分析等をしていただいているところでございます。

そのほかにも、5名の有識者に、それぞれ国内の新幹線駅の事例を基にした、リニア中央新幹線三重県駅周辺の土地利用の予測、それと、リニア駅へのアクセスと所要時間の分析であったりとか、移住や二拠点、2地域における居住の予測、また、災害リスクの評価、それと、私ども県でも実施しましたe-モニター、電子アンケートでございますけれども、それらを結果の分析等なども行っていただいているところでございます。

あわせて、各種地図情報などのビッグデータであったりとか、観光行動のアンケートをウェブでやっていただくようなこともしていただいております。県及び各大学をオンラインで結び、情報共有、意見交換を、大体月1ぐらいで行っているところではございます。

それで、早ければ2月頃には分析・調査結果がまとまる予定でございますけれども、今年度中にはリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会会員である市町、それと、各商工会議所や商工会の皆様、その他、観光関係の団体なども対象とする報告会を開催することとしております。意見交換も兼ねてです。

それと、調査結果を踏まえて、県内駅候補地案、それぞれのメリット、デメリットを整理し、来年の夏に開催予定でございます令和4年度県同盟会総

会に向けて、市町や経済団体の方々などと候補地の考え方について意見交換してまいるところでございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） 県としては、e－モニター等の意見を参考にしながら、有識者による分析を受けて、今年度中に同盟会に諮って決定していくということでございますので、ぜひとも様々な角度から意見を聞いていただいて、総合的に判断して、早く決定していただきたいなと思います。

では、続きまして、機運の醸成についてお伺いしたいと思います。

この図がありますが、これは三重県ホームページの図です。（パネルを示す）タブレットが、現在、皆さんに供給されておると思いますが、このタブレットで申し上げますと、三重県トップページが出てくるんですけども、2ページを一つでつなげていますが、これを少し上げていただくと、この下のほうに、リニア中央新幹線啓発動画であったり、リニア応援クラブというのが出てまいります。

ちなみに、もう少し上げていただくと、今、その中の注目情報の中に、その二つの内容が紹介されています。これを見ていただければ分かりますが、資料では分かりませんが、そういうように掲載されています。

そして、バナーの中に、先ほど申し上げた、二つあるわけですけども、啓発動画「三重を変える！夢の超特急 リニア新幹線」は、文字どおりリニア中央新幹線の概要や開業について、三重県にもたらせる効果等について、より理解を深めることを目的に制作された4分20秒の動画です。

もう一つは、みえリニア応援クラブは、リニア中央新幹線の県内駅位置の早期確定及び一日も早い全線開業の実現に向け、リニア中央新幹線開業時期に実際に社会人として利用される、若い世代をはじめとする県民の皆さんに対する啓発活動を行い、一層の機運醸成を図るために設置され、応援クラブに関するもので、申込み時点で中学生以上40歳未満の方、原則としてメールアドレスをお持ちの方を対象にしていますと書かれています。

実は、これ、次の山本里香議員の資料ですが、（実物を示す）そこに県政

だよりみえが載っていますが、そこの下のほうにもそのことが書かれていますので、もし何でしたら参考にさせていただきたいと思います。

亀山市から三重県駅候補地案が発表され、リニア中央新幹線がいよいよ夢ではなく現実のものであるという認識が高まり、リニア中央新幹線への関心が深まる中、リニア中央新幹線のいろいろなことが知りたいという声もよく聞かれるようになってきました。

先ほど紹介させていただいたみえリニア応援クラブには、入会のための年齢要件があるため、もっと幅広い世代を対象にしてももらえないかという意見もよく聞くようになってまいりました。

このクラブの目的からすると、このクラブはこれでよいのかもしれませんが、例えば子どもを対象に加えたり、40歳以上を対象とした企画をつくったりするようなことはできないのでしょうか。

また、多くの人にリニア中央新幹線を注目していただくという観点からも、今後の機運の醸成についてどう取り組んでいくのか、例えば看板設置などはしていくのか等、PR方法を含めてお伺いしたいと思います。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（山口武美） それでは、お答えさせていただきます。

リニア中央新幹線の建設を円滑に進めるためには、県民の皆様の御理解や御協力が不可欠だと考えております。

このため、本県では、リニア中央新幹線の概要やリニア中央新幹線開業によってもたらされるメリットについて理解を深めていただけるよう、啓発イベントの開催や動画の発信など、様々な手段を活用して機運醸成に取り組んでいるところでございます。

それで、みえリニア応援クラブにつきましてですけれども、機運醸成の取組の一つとして今年度から新たに設置したもので、SNSを活用してリニア啓発動画などの情報を発信していただける方や、リニア啓発イベントなどに参加していただける方を募集しているところでございます。

そういう中、対象は、リニア中央新幹線開業時期に実際に社会人として利

用される中学生から30代の若い世代を中心として、また、なお発信力も高いということも含めて、当初申し上げたような年齢にしていたわけですが、すけれども、これまでも幅広い年代の方から問合せ等をいただいているところではございます。そういうことも含めまして、先ほど中学生から30代の若い世代と申し上げましたけれども、年齢に関係なくより多くの方が関心を持っていただき、参画していただくような方法が必要かなと思いますので、見直し等を行っていきたくと考えているところでございます。

それと、今後の取組についてでございますけれども、今年度は亀山高校と連携し、同校のシステムメディア科の生徒の方々に、リニア中央新幹線三重県駅をPRするようなデザインを作成していただいています。

これ、とてもすてきなデザインなんです。それで、今日この場でお見せできないのが残念なぐらいなんですけれども、そういう取組をやったりとか、皇學館大学で地域課題解決を体験的に学ぶ学修プログラムのテーマに、リニア中央新幹線をエントリーしていただいて、応募もしていただいたりする中で、学生の方々がリニア中央新幹線のPR活動の協力をしていただいているようなこともあります。

今、申し上げたのは例ということですが、こうした取組に参画いただくプロセス自体が、リニア中央新幹線を理解いただき、一緒に盛り上げていくことにつながるかなと思っていますので、今後はより多くの方の関心が高まり参画が得られるよう、取組の輪を広げていきたいと考えております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） それでは、そういう形の中でどんどん機運が高まるような形で、PR等を進めていただけたらなと思います。

それでは、次に、三重県駅位置決定後の駅周辺のまちづくり等における県と市の役割分担についてということで、質問させていただきます。

これまでに既に工事が始まっています東京一名古屋間において、駅位置決定後の駅周辺の整備方法、開発状況について調査させていただきましたが、その手法は、県が中心であったり、あるいは市が中心であったり、結構ケー

ス・バイ・ケースであるということが否めませんでした。

先ほども、5駅を基にしたともおっしゃいましたが、今後、三重県駅決定に向けて、三重県内各地から駅候補地までの交通アクセスの利便性、防災上の課題と対策、駅及び周辺施設のスペースの確保の可能性、県内ビジネスへの影響、移住、二拠点居住、観光誘客への効果の観点から駅位置を考えていく中で、駅位置決定後の駅周辺のまちづくり、アクセス等について、県と市でどのような役割分担で進めていく予定なのか、最後に知事にお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 空港も新幹線駅も有していない三重県にとりましては、東京－大阪間の大動脈を結びまして、スーパー・メガリージョンを形成するリニア中央新幹線県内駅の設置は、まさに千載一遇のチャンスでありまして、その活用方法が今後の三重県の発展を左右すると言っても過言ではないと思っております。

午前中にも答弁申し上げましたが、国内の人口は、確実に減少しています。三重県の人口も残念ながら減少しているというところでございますが、リニア中央新幹線の全線開通によりまして、東京、名古屋、大阪が通勤圏になっていきますと、三重県が移住先として選ばれることも出ると思っておりますし、また、産業が三重県にやってきて、ビジネス往来の利便性が高まっていくということもあろうかと思っています。

加えまして、人流増大による観光の振興も見込まれております。そういう意味で、言わば三重県百年の計を見据えながら、リニア中央新幹線の整備計画に臨んでいくということが重要だろうと考えているところであります。

御質問いただきました、県と市でどのような役割分担をしていくかということでございますが、これは整備の規模にもよろうかと思っています。リニア中央新幹線三重県駅周辺のまちづくり、あるいは道路アクセスといった整備が、亀山市だけではなくて、当然ですが三重県全体、あるいは滋賀県など県外からの利用も考えながら、整備規模を考えていく必要があると思っ

いますが、その規模に応じて、地元の亀山市のみならず、県内の市町と連携を図りながら、しっかりやっていきたいと考えておるところでございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） それでは、ぜひともそういうような形の中で進めていただければと思います。

三重県全域から亀山市の三重県駅までの利便性を高め、利用率を高めるためには、先ほどありましたように、鉄道では乗換え時間の短縮であったり、道路では駅までの所要時間の短縮につながる整備も必要となってくると思っております。

例えば、都市計画で決定されています鈴鹿亀山道路の早期実現、そこへのアクセス道路となる国道306号線川崎庄内バイパスの早期整備、滋賀県へのアクセス道路である国道1号線関バイパスの整備であったり、津方面へは、県道津関線の改良であったりも必要になってくると思っています。

その計画については、実際に現地で、現地の状況を実感しながら進めていくということも大切であろうと思っておりますので、例えば、午前中に藤田議員からもありましたが、新名神高速道路のときには、その事務所が四日市庁舎に置かれたこともあると思いますが、鈴鹿亀山道路につきましても、例えば、鈴鹿庁舎に鈴鹿亀山道路推進室のような部署を置いていただいて、身近に感じていただくとともに、地域のことを実感しながら、県と市で役割分担をしっかりとしながら進めていっていただきたいと思います。

ちょうど令和4年度予算の確保に向けた国への要望にも、リニア中央新幹線の早期全線開業及び地方のリニアインパクト最大化への支援強化の中に、リニア中央新幹線中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組をするために支援策を検討することと書かれています。

また、令和4年度三重県行政展開方針（重点事業の考え方）には、暫定版ですが、リニア中央新幹線三重県駅と県内各地が結ばれ、整備効果が三重県

全体に波及する高速道路とアクセス道路や、公共交通の拠点の整備を図りますと示されておりますので、国、県、市が一体となって、駅周辺の整備に努めていただきたいと思います。

今もありましたが、三重県、奈良県、山梨県、この三つは新幹線も空港もない県でございますが、この三つの県がこのリニア中央新幹線によってそれから排除できるということになってまいりますので、ぜひとも頑張ってくださいなと思います。

では、続きまして、土砂災害の防止対策についてお伺いしたいと思います。

まずは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律における土砂災害警戒区域での土砂災害特別警戒区域解消に向けた対策という形でお伺いしたいと思います。

今、なかなか難しい言葉を連発しましたが、分かりにくくなると思いますので、土砂災害特別警戒区域というのはレッドゾーンという形で、これから話をさせていただきたいと思います。

土砂災害防止法は、平成11年6月の広島県における大規模な土砂災害を契機として、国民の生活を守るため、土砂災害のおそれのある区域について明らかにし、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進することを目的として平成13年4月に施行され、その後、改正を経て、現在に至っています。

この図は、（パネルを示す）これまでの、この法の改正の変遷を示したものです。平成11年6月、広島市、呉市等の集中豪雨で土砂災害による死者24名を受けて、平成13年4月、土砂災害防止法が施行され、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定による危険の察知、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備、土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制等が決定されました。

そして、平成16年、台風等による土砂災害が相次ぎ、高齢者等、防災上配慮を要する者の被災が顕著になったことを受けて、平成17年7月に一部改正がなされ、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達、土砂災害

ハザードマップの配布等が義務づけられました。

そして、平成20年、岩手・宮城内陸地震で、多数、河道閉塞が発生したことを受けて、平成23年5月、一部改正がなされ、大規模な土砂災害が迫っている場合には緊急調査の実施、被害が想定される区域・時期の情報、土砂災害緊急情報を市町村へ通知、一般へ周知、そして、平成26年8月、広島県広島市北部における集中豪雨で、土砂災害により死者74名を受けて、平成27年1月に一部改正がなされ、基礎調査結果の速やかな公表、避難経路を市町村地域防災計画に位置づけるなど、警戒避難体制の強化・充実、土砂災害警戒情報の市町村への通知、一般への周知を義務づけ、そして、平成28年8月、岩手県の高齢者グループホームが河川の氾濫により被災、死者9名を受けて、平成29年6月に一部改正がなされ、要配慮者利用施設における避難確保計画及び計画に基づく避難訓練の実施を施設管理者等へ義務づけと変わってまいりました。

その土砂災害警戒区域の指定は、この図3のように、（パネルを示す）まず、都道府県が基本指針に基づき、地形図、航空写真等を用いて概略的に調査を行って危険箇所を抽出し、その後、現地確認を行い、基礎調査の結果を関係市町村長に通知するとともに公表し、土砂災害警戒区域等の指定に向けて、関係市町村長の意見を聞いた上でその旨及び指定の区域等を公示するということになっています。

三重県では、昭和41年度からおおむね5年ごとに平成13年度まで、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りのおそれのある箇所を、2万5000分の1の地形図から1万6208か所を抽出し、平成13年の土砂災害防止法の施行を受けて、平成14年から基礎調査を開始し、令和元年度に1巡目の基礎調査が完了され、令和3年に土砂災害警戒区域を1万5932か所指定しました。

この土砂災害警戒区域とは、そもそも急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの3種類があり、それを示したのがこの図4になります。（パネルを示す）

土石流では、土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流へ勾配が2度以上である区域、地滑りでは、地滑り区域、地滑りしている区

域または地滑りをするおそれのある区域、地滑り区域の下の端から地滑り地塊の長さに対応する距離、250メートルを超える場合は250メートルが限界ですが、の範囲内の区域、急傾斜地の崩落では、傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域、急傾斜地の下端から水平距離が10メートル以内の区域、急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍、50メートルを超える場合は50メートル以内の区域を指し、急傾斜地の崩落等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり、市町が警戒避難体制等を整備することになっています。図4の黄色い部分、イエローの部分に該当いたします。

その中で、急傾斜地の崩落等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、俗に言う、一般的に言うイエローゾーンから区別して土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンとし、この区域には、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われています。

先ほど、1万5932か所を3種類に分けて示しましたが、それを地域別に表すと、この図5のようになります。（パネルを示す）木曾岬町と川越町には、この警戒区域が存在いたしません。

この中で、平成14年以降、その指定が解除または変更されたのは、急傾斜地の崩落では、地形改変により指定要件、高さが5メートル以上、傾斜30度以上を満たさなくなり、レッドゾーンが解除された箇所が1か所、イエローゾーンが解除された箇所が1か所、地形改変により特別警戒区域、警戒区域の範囲が変更になった箇所がそれぞれ2か所、県の急傾斜地対策工事等によりイエローゾーン、レッドゾーンの範囲が変更になった箇所がそれぞれ7か所、土石流では、県の対策工事により特別警戒区域の範囲が解除され、警戒区域になった箇所が3か所、特別警戒区域、警戒区域の範囲が変更になった箇所がおおの1か所ありますが、全体から見ても減少しているのは、特別警戒区域の減少は4か所、警戒区域は1か所しかありません。そして、地滑りにおいては、まだ1か所も減っていないという状況です。

今後は、2巡目として、おおむね5年ごとに各区域における地形や土地利用の状況を確認し、変化が認められた箇所については、調査を行っていくこととなります。それを示したのが、この図6となります。（パネルを示す）

当然、対策がなされれば、この箇所数は減少することとなりますが、このレッドゾーンにある箇所に対策を行っても、その一部である場合は、面積は減っても箇所は減らないということになってきます。そして、統計上は減少数があまりないというような形に思えるのは、そういう原因となります。

この図で申し上げますと、一つの崖の中で、一つ真ん中だけ仮に工事したところで、この箇所は減らないということです。平米数は減りますが、箇所は減らないということで、箇所数としては減っていかないことになるということです。

次に、この図7を見ていただきたいと思いますが、（パネルを示す）こちらが土砂災害防止対策における法律の位置づけを示したものです。

そもそも、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進、つまりソフト対策を推進しようとする法律が土砂災害防止法で、その区域を減らすハード対策を講じていくのは、砂防法、地滑り防止法、急傾斜地法のようなハード整備の法律となります。

イエローゾーンの解消は、崖をなくすということになりますので、非常に難しいわけですが、レッドゾーンについては、対策を講じれば解消していくことができますが、県として、今後、このようなことに対してどのような対策を講じていくのか、まず伺いたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 土砂災害防止対策の今後の取組について、お答えさせていただきます。

まず、御紹介がございましたけれども、土砂災害の防止対策につきましては、ソフトとハードの両面で進めていく必要がございます。

まず、ソフトの面でございますけれども、土砂災害警戒区域については6

月に指定は終わりましたがけれども、一番守るべきものとして社会福祉施設だとか、あるいは学校だとか病院、それから区域内にある場合に、要配慮者利用施設と我々呼んでいますけれども、その施設について避難確保計画を作成する必要がございます。法律で義務づけられています。

県内では、全体のうち62%が、今、作成を終わっているところでございます。全国的な目標として、今年度内にこの避難確保計画について完了させようといったような方針が出ておりますので、市町と連携して、計画の策定に向けて働きかけを進めていきたいと思っております。

加えて、県としての役割として、区域内に住んでいる方々に対して、しっかりとリスクを周知する必要があると思っております。昨年度から現地看板の設置等々を進めておりますけれども、今後は多言語を含めて、この設置を加速していきたいと考えてございます。

続きまして、ハード面でございます。

特に区域指定が多いのが、急傾斜地でございます。全体の7割を占めてございます。急傾斜地については、現在、県の事業で35か所の対策を実施しているところでございます。

予算の制度としては、国の補助金、交付金、県単事業がございますが、課題として、この法律の立て込みもそうなんですけれども、地元負担を伴う制度となっているところでございます。大体、個人あるいは市町が、10%から20%ぐらい負担しなくちゃいけないといったような制度になっているところでございます。

したがって、地元要望に基づいて事業化しているといったところを基本としておりまして、さらに、これらの事業については、自然斜面を対象としておりまして、過去の人工斜面は対象にしていなかったところでございます。

今後については、特に、先ほど御紹介しましたけれども、要配慮者利用施設だとか、避難所の近くの急傾斜地についての対策を優先的に進める必要があると考えているところでございます。

国土強靱化の対策において、県独自に策定した5年後の達成目標では、この対象施設の解消を、5年後には40%に引き上げるということにしております。地元とよく調整しながら、計画的に進めていきたいと思っておりますのでございます。

さらには、昨年度から、先ほど紹介がございましたけれども、2巡目の調査にも入っているところでございます。しっかりと土地の改変の状況を見ながら、この区域の変動についてしっかりとモニタリングしていきたいと思っておりますし、今後の気候変動によって、土砂災害の発生の仕方も大分変わってくるというところで、国で技術指針の改定だとか、そういったところの検討も進められているところでございます。

それに応じて、また区域の考え方も変わってくると思いますので、そういった情報もしっかりつかみながら、今後の区域、そして、対策の在り方について取り組んでいきたいと考えてございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） 要望により対策を、ソフト面、ハード面、両方で取り組んで進めていくというような回答でございました。

今、回答いただきましたが、レッドゾーンがもし県有地であった場合は、どのような対策を行っていくのでしょうか。

また、先ほど採択基準の中で話があり、斜面が既に人工的に加工が行われているようなところ、自然傾斜地ではないところにつきましては、採択基準に該当しないという話もいただきましたけれども、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律は、昭和44年に、昭和42年7月の豪雨災害、呉市等で死者159名が発生したことを受けて、急傾斜地の崩壊による災害から人命を守るため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講ずることを目的として、急傾斜地崩落危険区域内において、水の浸透を助長する行為、工作物の設置または改造、のり切り等の行為をしようとする者は、原則として都道府県知事の許可を受けなければならないという規定をしたものですが、この法律が制定するよりも前に、例えば急傾斜地に道路が造られたり、工作物

の設置であったり、または改造された場合は、解釈基準の適用外になったりはしないのでしょうか。レッドゾーンで、県有地が何か所ぐらいあるかということも含めて、再度お伺いしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 2問、県有地がどれぐらいあるのかということと、あとは、採択要件についてお答えさせていただきます。

まず、レッドゾーンへの県有地といった数の整理はしておりません。最初にお答えしましたが、区域内の要配慮者利用施設といったもののうち、県管理施設はどれぐらいあるかというところ、14か所になっているところがございます。まずは、その施設の利用確保計画の策定について、働きかけをしっかりと行っていきたく思っております。

さらに、これだけではなくて、区域内にある生活の維持に必要な道路だとか水道だとか、そういった公共施設についても整理して、対策を検討していきたいと考えてございます。

続きまして、急傾斜地対策における採択要件の件でございます。

現場で判断させていただいておりますけれども、具体的には、人工斜面と自然斜面の割合などを見ながら、各現場で判断させていただいているところがございます。柔軟には対応させていただいているところがございます。引き続き、現場、現場、地域の意見を聞きながら、採択要件がありますけれども、柔軟な対応をしていきたく思っております。

さらに、国、県の急傾斜地崩壊対策事業の採択要件、規模の要件とかに合致しない箇所については、市町において緊急自然災害防止対策事業債といった形での事業がございます。そういったものも市町と連携して活用しながら、ハード対策についてはしっかりと進めていきたく思っております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○**35番（長田隆尚）** 具体的には、レッドゾーンが県有地でどれだけあるかを把握していないというお答えでした。

先ほど、今の答弁の中から、要配慮者利用施設への働きかけという言葉が

出てまいりました。これは、平成29年6月の一部改正で、要配慮者利用施設における避難確保計画及び計画に基づく避難訓練の実施を、施設管理者等へ義務づけがなされたことに起因しているかと思われませんが、ちょうど教育分野におきましては、昨年10月に、文部科学省が、土砂災害警戒区域に立地し、要配慮者利用施設として位置づけられた学校の調査を実施し、調査結果が今年の6月に発表されています。

その調査結果によりますと、本県では、県立学校全体で、要配慮者利用施設として位置づけられる学校は12校であるということでしたが、そもそも学校敷地における土砂災害警戒区域、いわゆるレッドゾーンはないのでしょうか。

また、ある場合、今後、解消に向けてどのような方針を行っているのか、教育長にお伺いしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県立学校敷地に係る土砂災害特別警戒区域に関して、御答弁申し上げます。

市町から、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に指定されている県立学校は、6月以降、2校追加がございまして、令和3年11月現在、14校となっております。

この14校につきまして、まずは土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンにどの程度該当しているのか、公図と照合するなど、現況確認を進めていきたいと考えております。

また、14校以外の県立学校においても、要配慮者利用施設には指定されていないものの民家と近接する学校敷地に土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンがあるかどうか、同様に確認したいと考えております。

それから、要配慮者利用施設は、避難確保計画の策定と避難訓練が義務づけられております。この要配慮者利用施設である14校のうち4校は、現在、避難確保計画を策定中であり、今年度中に作成した上で、既に策定済みの10校とともに、計画に基づいた避難訓練を年1回実施してまいります。

それから、県立学校に係るのり面の点検についてですけれども、擁壁を設置している箇所は、建築基準法に基づき3年ごとに専門家による法定点検を実施しています。

昨年度からは、擁壁が設置されていないのり面についても、法定点検の対象外ではありますが、項目に追加し点検をしているところです。また、学校職員による日常点検や、台風通過後の施設点検を行っています。これらの点検の結果、必要な箇所については補修を行うなど、適切な維持管理に努めているところです。

今後は、学校敷地における土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの現況確認を進めますとともに、その状況を踏まえ、より専門的な法面の維持管理や補修方法など、必要な対策について県土整備部と連携を図りながら、検討していきたいと考えております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） では、点検を進めていただくということです。

実際、県の急傾斜地におきましても、点検しようにも草がぼうぼうで入れやんというところも、多数、見受けられております。そういう形の中で、そういうところについても、ぜひとも管理していただいて、こういう点検を進めていただいて、いざというときに崖崩れがないような形で進めていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策について、お伺ひしたいと思います。

今、レッドゾーンについて質問させていただきましたが、次に、道路ののり面における土砂災害防止です。

今年、三重県では、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速計画として、道路ののり面・盛土の土砂災害防止対策を掲げています。

その中で、道路ののり面や盛土において、急な勾配、水を含むと強度が低下しやすい地質、表層で湧水の発生、小規模な亀裂が存在するなど、豪雨時に崩壊するリスクがある箇所が、緊急輸送道路で149か所確認されており、

令和3年3月現在、対策箇所については19%に過ぎないことから、5年後の令和8年には約60か所、約40%を目指すという方針が示されています。緊急輸送道路ですから、当然ながら優先して整備していただきたいと思いますが、それ以外の道路ののり面についてレッドゾーンになっているところもあると思いますけれども、そのようなところにつきましては、どのような対策を行っていくのでしょうか。

また、最近では、道路の管理区域ののり面については買収がなされ、当然、レッドゾーンにならないよう施工されていると思いますが、昔ながらの道路はそののり面が民間所有のままで公有地となっていないため、レッドゾーンのまま放置されているところもあると思いますが、そもそも道路ののり面において管理区域がレッドゾーンの箇所は何か所ぐらいあり、今後どのように整備していくのか、お伺いしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 道路の対策について、お答えさせていただきます。

道路につきましては、道路区域内におけます盛土とかのり面につきましては、御紹介いただきましたように、国土強靱化の対策の1つとして加速しているところでございます。

また、道路区域外のリスクにつきましても、過去に倒木だとか、あるいは落石のあった箇所などを、日常的なパトロールで監視しているところでございます。

一方で、土砂災害警戒区域、レッドゾーン、イエローゾーンの情報については、御指摘のとおり、災害時を含めたリスク管理の上で、緊急輸送道路だけではなくて、重要なものでございますので、今後、速やかに整理して、活用していきたいと考えてございます。

特に、道路区域外の民地にそういったリスクがある場合については、沿道区域制度という、民間の土地管理者に対して措置命令を道路管理者から行うことができるという法制度がございます。

こうした制度の適用も含めて、道路のリスクマネジメントの強化といったものについて検討してまいります。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） レッドゾーンの指定とは関係なく、点検等に基づいて、リスクのあるところについては、確認した箇所について、工事及び必要な範囲の用地取得を行って、対応していくというようなイメージかなと思います。

そんな中、今年の4月、相続土地国庫帰属制度が創設されています。この制度は、土地を相続したものの土地を手放したいと考える所有者の増加や、相続を契機として土地を望まず取得した所有者の負担感による管理の不全化に対応するため、相続等により土地を取得した相続人が、その土地を手放して国庫に帰属させることを可能にした制度です。

土地の管理コストの国への不当な転嫁や、モラルハザードの発生を防止するという必要性から、通常の管理または処分をするに当たり過分の費用、または労力を要する土地に該当しないことを国庫帰属の要件としており、崖がある土地のうち、通常の管理に当たり過分の費用または労力を要するもの、土地の通常の管理または処分を阻害する工作物、車両、または樹木、その他の有機物が地上に存する土地、除去しなければ土地の通常の管理または処分をすることができない有体物が地下に存在する土地、隣接する土地の所有者等の係争によって、通常の管理または処分をすることができない土地として政令で定めるもの、そのほか、通常の管理または処分をするに当たり、過分の費用または労力を要する土地として政令で定めるもののいずれかに該当する場合は、法務大臣は不承認の処分をするということになっています。

例えば、道路の法面が崖に相当し、そこが民間所有である土地については、所有者にとってはまさしく手放したい土地に該当するというケースもあると思われまふけれども、今、国でその要件について施行準備中であると聞いておりますが、そのような崖については、相続土地国庫帰属制度に該当するようになるようなことができないのかについて、お伺いしたいと思います。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（山口武美） それでは、相続土地国庫帰属制度について県としてどのようなことができるんだ、対応しているんだということについて、お答えさせていただきます。

相続土地国庫帰属制度につきましては、議員からもお話ありましたように、令和3年4月公布の相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律において、創設されました。

それで、現在、国では、同法律の公布後2年以内の施行に向けて、法律の実効性を確保する観点から、政令、省令等の整備や、具体的な運用に係る検討など、準備が進められているところでございます。

そのような中、土地の管理コストの国への不当な転嫁であるとか、モラルハザードの発生を防止する必要から、国庫帰属の要件としましては、通常の管理または処分するに当たり過分の費用、または労力を要する土地に該当しないことが求められており、法令で類型化をされているところでございます。

そのうち、承認するか否かについては、規定上、費用、労力の過分性について個別の判断を要するとされていますけれども、崖につきましては、その判断基準として、勾配であるとか、高さ、その他の事項が検討されているところでございます。

これまで、県としましては、この法律の公布に至るまでの段階におきましても、全国知事会等を通じまして、放棄された土地の帰属先は個々の地方公共団体ではなく国とすることが適当であることや、制度の詳細な設計に当たりましては、地方の意見を踏まえながら検討することなどを提案してきたところでございます。

この項目案件につきましては、これまでもこの本会議の場等でもいろいろな御意見等をいただいている中で、私どもとしましては、今後も相続土地国庫帰属制度が、所有者不明土地の発生予防に対してより有効な仕組みとなるよう、本来の趣旨にのっとり、引き続き、国の動向などを情報収集しながら、必要に応じて国に提案し、実効性の高いものになるように努めてまいりたいと思います。

[35番 長田隆尚議員登壇]

○35番（長田隆尚） 先ほどの相続土地国庫帰属制度は、土地を相続したものの土地を手放したいと考える所有者の増加や、相続を契機として土地を望まず取得した所有者の負担感による管理の不全化に対応するため、相続等により土地を取得した相続人が、その土地を手放して国庫に帰属させることを可能にした制度です。

崖については、道路ののり面だけでなく、急傾斜地においても所有者不明の土地が多く、境界の確定、あるいは寄附ができず、急傾斜地崩壊対策事業等の要件に合致せず事業ができないというようなケースも散見されます。また、崖の整備ができないことによって、ここ10年間に、例えば亀山市の国道25号線では、何度も通行止めになっているということも発生しています。

この相続土地国庫帰属制度が、このような崖の解消に向けて機能できるような制度になっていくことを望みたいと思いますので、ぜひとも三重県としても、国に対して強く提案を行っていただくとともに、先ほどの沿道区域制度の活用も検討していただいて、土砂災害防止対策に努めていただき、令和4年度三重県行政展開方針に示されているように、道路の利用者が安全・安心、快適に利用できるよう、道路施設や交通安全施設の計画的な点検、修繕に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後に、デジタル技術を活用した情報発信についてをお伺いしたいと思います。

先日、ある方からこのような相談を受けました。それは、県のLINEを活用した、ある相談窓口の件でした。

インターネットで検索して、三重県のある相談窓口について知り、そこに記載されたQRコードを読み込んで、LINEに投稿したところ、既読とは表示されたが、いつまでも返信が返ってこないというものでした。

それを受けて、担当部局に問い合わせみますと、実は、そのアクセスしたホームページは、既に使われていない今年のLINE相談窓口が掲載されたホームページで、本年4月にLINEの相談窓口はリニューアルされ、

本年専用のLINEの相談窓口に移行しており、結果的に使用していないLINEの相談窓口のQRコードを読み込んだことによって、古いLINEの相談窓口にアクセスし、投稿したため、やり取りができなかったということでした。

もしリニューアルしたのであれば、古いLINEの相談窓口は削除しておくか、アクセスできたとしても、新しいQRコード等へ返信されるような、新しいLINEの相談窓口にアクセスできるようにするとかをしておけば、このような問題は発生しなかったのかなと思います。

そこで思い出したのが、2年前の代表質問でした。当時、県のホームページで検索する場合、新しくアップされたホームページが、検索の上位に表示されるような検索はできないものかと質問させていただきましたところ、当時の福永部長から、検索に関してはグーグルの検索エンジンを使用しているが、検索結果の上位には検索結果の多いものが来ており、最新の情報が表示されないというような課題もある。今後、他の自治体の優良事例等を調べ、解決に向けての検討を進めていくというような答弁をいただきました。

そこで、先ほどの県のLINEを活用したある相談窓口の相談を受けて、ホームページの検索についてどうなっているのかを戦略企画部に問い合わせたところ、グーグル、ヤフーの検索エンジンで、掲載時期を指定して検索が行えるようになったため、先月から三重県のホームページでは、検索においても、閲覧者側での検索結果を日付順表示に変更できるように対応したというような連絡を受けました。

それを示したのは、この図8になります。（パネルを示す）お手元にタブレットをお持ちの方は、これで例えば検索していただくと分かるわけですが、例えば、三重県ホームページの検索のところに、ある文字を入れたとします。そうすると、例えば土砂災害と入れますと、そして検索を押しますと、検索結果が出てきます。表示順というところに、今、関連性と出ておりますが、これを押しすと日付が出まして、日付順に並べ替えるようになったということです。

ただ、ここで不思議なのが、左の端を見ていただくと、検索の件数が出るんですが、これを変えることによって検索の件数が変わるということです。ただの並べ替えだけではないということで、これについてはなぜかなとまた思っていますが、とにかくこのように対応していただいた結果、新しいものに到達できるようになったということです。

その当時は、先ほどのタブレットしかできませんでしたけれども、その後、質問させていただいたところ、スマートフォンについてもできるようになったということでした。それが、この図9になります。（パネルを示す）また、お持ちの方はスマートフォンでもしていただきたいというふうになります。

これは、グーグルの検索機能が頻繁にバージョンアップされていることから、検索機能導入時の初期設定では、パソコン用ページにしか表示順変更ボタンが表示されないようになっていたため、グーグルの検索サービスを利用する他の自治体ホームページでも、同様の事例が多数見受けられ、三重県としては、今年、創設されたデジタル社会推進局と連携した結果、解決することができたとのことでしたが、このように、デジタル社会推進局が創設されたことによって、専門的な観点から他部局へもいろんな助言をいただくこともできるようになったのではないかなと思います。

ただ、先ほどLINEでの相談窓口の話をさせていただきましたが、そこで一つ、システム的に不思議な点もありました。それは、実際に使用されていないLINEに、なぜ「既読」という文字が表示されたのかなという点です。

こちらも担当部署に尋ねてみますと、システムの問題で表示されてしまうというものでしたが、そのようなことについて、今回、戦略企画部とデジタル社会推進局が共同して問題の解決に当たったように、デジタル社会推進局として、各部署のホームページの制作、LINEの開設のための指針というか、マニュアルなどを作成して、全部局的な仕様書を統一するようなことはできないのでしょうか。

ちょうど本年度から、デジタル社会の形成に向けて、行政のDXと社会全体のDXの両面を部局横断的に推進するため、デジタル社会推進局が設置さ

れています。

5月の所管事項説明によると、県庁のDXについて、デジタル技術を活用して業務の生産性向上と正確性の確保を両立させたスマート改革の取組を推進し、職員は企画立案業務や県民への直接的なサービスの提供等、職員でなければできない業務に注力することで、行政サービスの向上を図ってまいりますとあります。

県庁のDXを推進するために、デジタル社会推進局として、各部局の課題解決に向けてどのように支援していくのか、デジタル社会推進局長にお伺いしたいと思います。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） 県庁のDXを推進するため、デジタル社会推進局として各部局の課題解決に向けてどのように取り組んでいくのかについて、お答えさせていただきます。

県庁のDXを推進していくためには、各部局のデジタルに関する様々な課題に対しまして、デジタル社会推進局として部局横断的に支援を行うということと、それぞれの業務にデジタルを活用していけるような人材を育成していくという、この2点が重要であると考えてございます。

本年4月にデジタル社会推進局を設置して以降、各部局から検討するDX関連事業や業務改善への支援、職員研修の充実を図っているところでございます。

DX関連事業の支援につきましては、以前から各部局が運用する情報処理につきまして、調達を行う際に参考となるよう、仕様書のテンプレートであるとか、あるいは参考事例を用意しております。

それから、契約前の場合もありますけれども、予算要求前に仕様が適切であるか、経費積算が妥当であるかなどにつきまして、予算要求前審査というような形で確認を行っております。

今年度からは、この情報システムに加えまして、デジタル技術を活用したDX関連事業につきましても、民間の仕組みやサービスを活用できないか、

情報セキュリティーが確保されているかなどの10の観点から、最高デジタル責任者と共に助言や支援を行っているところでございます。

御指摘をいただきましたLINEに係る問題につきましては、先ほどの仕様書の事例ということで、データ化して蓄積しまして、協力を図りまして、今後は未然に防止できるようにと取り組んでいくところでございます。

それから、業務改善の支援につきましては、改善を希望する所属に対しまして、事務フローの見直しやRPA、パソコン等を用いて行っている一連の事務作業を自動化するというものなどの導入検討など、業務効率化を図るための支援を行っておりまして、今年度は、おもいやり駐車場の利用証の発行に関する業務など、5業務につきまして支援を行っているところでございます。このほか、日々業務に当たる職員が抱えやすい悩みや課題に対して、少しでも改善できるよう、業務改善の手法やヒントを県庁内部のウェブサイトで紹介しております。

さらに、職員研修の充実にも努めておりまして、デジタルを活用しました業務改革などDX推進の核となる人材の育成に加えて、今年度からは全所属でDXについての職場内研修を実施しまして、職員間の意識、理解の差の解消に努めるとともに、意欲のある職員に対しましてはeラーニングを提供するなど、知識の習得、能力の向上に取り組んでおるところでございます。そのほか、みえDXセンターなども設置しておりまして、体制を整えてございます。

このような取組を通じまして、県職員のDX意識を向上させまして、業務の生産性の向上と正確性の確保を両立させた県庁のDXを推進し、県民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） 今、質問はしませんでしたけれども、今年からCDOもおみえということでございます。ぜひとも全部局的な形の中で活躍できるように、お願いしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。（拍手）

休 憩

- 副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。
午後 2 時11分休憩
-

午後 2 時20分開議

開 議

- 副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

- 21番（山本里香） こんにちは。

日本共産党の山本里香でございます。四日市市選挙区選出です。一般質問を通告によりしたいと思っております。

私、リニア中央新幹線のことを、ぜひ新しい知事にお伺いしたいとずっと思っておりまして、その念願がかないます。よろしくお願いいたします。

今朝からも、一般質問で、温暖化や人口減、脱炭素、農業、水、花、木、地方が主役、まちづくり、土砂災害など、リニア中央新幹線のことも含めて出ておりました。私の後も温暖化、グリーンインフラと続くのですけれども、今、本当にこういうことが喫緊の課題となっている。県政的なことでも、国政的なことでも課題になっているという下で、リニア中央新幹線に対する知事の思いは、所信表明とかこれまでの様々な場面でお伺いはしているのですけれども、確かに新技術や夢の超特急、超々特急ですけれども、三重の未来をつくとゆめゆめしく描いたその夢は、大切なことだと思っています。

しかし、これまで私たちが経験しているのは、国策の、あるいは国策と言

い切れなくても、巨大事業によって夢を見て、夢から覚めたら悪夢だったという現実があります。私、心配症です。

リニア中央新幹線で変わる三重の未来ということですが、東京一名古屋間の工事が進む中で、今、論点になっていることを、心配事を、たくさんある中の幾つかをちょっと、紹介させていただいて、そのことについて、課題ですので、推進の立場として知事はどうお考えかということをお伺いしたいと思います。

一つ目は、一体幾らかかるんですか、誰が出すんですかということです。

工事費総額は増えていっております。また1.5兆円積み増しとか、JR東海が、30年後に返さなくちゃいけない財政投融資が、3兆円ともまた増えてきていると言われております。リニア中央新幹線単独では採算が取れないという元社長の発言もあるんですけれども、ほかのJR路線にリニア中央新幹線が影響しないだろうかとか。

それから、二つ目としては、中間駅を三重県設置ということなんですけれども、全国新幹線鉄道整備法の中には、在来線につないで鉄道網の整備につながるというのが、前提として大きく掲げられておりますけれども、ちょっとそれはどうなるのかなとか、湧水や水枯れなどで自然環境、生態系の破壊に加えて、景観破壊も三つ目として心配ですし、四つ目としては、大深度地下工事の危険性や災害性、土砂災害のことも言われておりましたけれども、そういうことや、残土は東京ドーム46杯分とも今のところ言われています。三重県駅設置に関わって、上を走るか下を走るか分かりませんが、そういうことの中で、また残土の問題も三重県で問題になってくると思うんですね。

次に、地震とか津波とか工事現場の事故もあるし、運行してからの事故なども大変心配しております。もう絶対的な安全性というのは、原発事故を経験して、ないんじゃないかと思っておりますので、そういうときの救助活動は自治体の責任になるということの問題、膨大な電力消費、CO₂ゼロに逆行するんじゃないか、コロナ禍で問われている暮らし方、働き方などの面で

大変心配しておりますが、知事のお考えを伺いたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 山本議員から、たくさんの御心配をいただいております。

実は、私も心配症な人間でありまして、その心配事に対する対応というのを、いろいろやっていかないと気が済まないという人間でありますけど、リニア中央新幹線に関しては、実は、昭和37年から日本が営々として開発をしてきた技術であります。

新幹線が開通する前から、国民の税金を使って開発した技術でありまして、世界各国はこの技術、非常に注目しております。日本より早くリニア新幹線を完成させようとやっている国もある中で、日本は国民の税金を使って開発してきたこのリニア中央新幹線を一刻も早く完成させ、日本の成長につなげていく必要があるというふうに思っております。

三重県に帰ってきました私は、三重県の成長に、このリニア中央新幹線は大きな役割を果たすものだと考えておるところであります。

先日も、あるマスコミの方と話をしていました。その方は、三重県はいいですねと、自然もあるし、それから気候も温暖だし、かつ2037年にはリニア中央新幹線もできて発展の素地も持っているじゃないですかと、こんないいところはないですねと言って、彼は東京に転勤していきましたけれども、やはり三重県の人も、それから三重県以外の人も、そういうふうに見ておられるんだなと思います。

空港も新幹線駅もない三重県であります。先ほど長田議員の質問にもお答え申し上げましたけれども、地方創生の起爆剤として、リニア中央新幹線は大きな意味を持っていると思います。東京に集中している人口や企業、中枢機能ですね、これをリニア中央新幹線を使って分散する、そのときに中間駅を有する三重県を選んでもらうということが非常に重要ですし、また、多くの観光地を持っている三重県は、リニア中央新幹線を使って多くの人に来てもらって、三重県のよさを知ってもらう、かつ成長もしていくということが重要です。

また、リニア中央新幹線は、環境面でも優れているとも言われておりまして、同等のスピードを持ちます航空機、主としてプロペラではありますけれども、化石燃料の依存度が低いとも言われています。CO₂の排出量は1人当たりですけど、これは新幹線のぞみの4倍ではありますけど、航空機の約3分の1とは言われていますし、また、やがて自然再生エネルギーを使うようになると思いますので、そうすると、エネルギー的にも環境的にもプラス方向に働いていくということでもあります。

また、工事費、御心配をいただいていますけれども、これは三重県で出すということではありませんで、これは鉄道事業者であるJR東海が、財政投融资も使いながら工事費を捻出し、やがて返していくというものでございます。

また、安全性についても御指摘いただきました。先ほど申し上げました、昭和37年からもう営々と実験を繰り返してきまして、安全性についてはJR東海も国鉄時代から自信を持っていたところで、私も鉄道局に勤務しておりましたときに、リニア中央新幹線の実験、乗らせていただきましたけれども、非常に快適なものでございます。

現在は、土木工事上のトラブルがありますね。これは、議員御指摘のとおりでございます。これについては、JR東海、国に対して、私どももそういったことがないようにというのはきちんと求めていきたいと考えているところでございます。

今後、三重県、場合によって南海トラフ地震が出てまいります。これらの備えも、しっかりとやらなきゃいけません。そのときに、リニア中央新幹線駅が設置をされる亀山市にそういう問題があるかどうか、これも検証していく必要があると思いますが、南海トラフ地震の大きな影響は沿岸部に集中すると思われておりますので、ここも恐らく大丈夫だろうとは思っています。

いずれにしても、リニア中央新幹線は三重県の発展に欠かすことができない重要な社会基盤だと思っていますので、一日も早い全線の開通に向けて、私どももしっかりと協力していきたいと考えているところでございます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

〇21番（山本里香） 丁寧にお答えいただきました。

何か対面してお話を伺っていると、うなずいてしまいます。前知事とはえらい違いやなと思います。

心配症だけれども、これまでの長い研究や様々なことは心配する必要はないんだよというお答えだったと思います。こういうふうなパンフレットで出ているようなことを、（実物を示す）今、お答えいただいたんだと思います。

国土交通省は、工事費がさらに増えるかもしれない、これはJR東海がするんだけど、財政投融资で貸しているお金もあるし、それが、今後どうなっていくかということもありますけれども、輸送コストは3倍に増えると言われています。その輸送コストだけではね。けれども、推定される運賃は1000円アップでリニア中央新幹線を動かすと。何本走らせるとかいうのは、今、仮定ですので、これは書いたようにはいかないだろうと最終的には思いますけれども、国のお金を使っているとはいえ、民間企業の経営ということで変わりなくて、コスト削減や採算性など、これからちょっとやっぱり心配されます。

今回のいろいろと知事が代表質問でお話しになった中で、こんな話ありました。コンセッションについて問われたときに、民間経営であると利益が上がるかどうか難しいということの中で、それが下手するとコストカットや住民にしわ寄せになるようなこともあるかもしれない、それは全てではないとしてもね。そういうときには、住民にとってしわ寄せが来るようなことであるかないかというのを見極めなくちゃいけないとおっしゃって、本当に心から拍手をいたしまして、すてきな考え方やなと思って、そういうことも基に私は考えてみているわけなんです。

そんな中で、環境安全性の問題への取組がこういう中で優先されているのかというと、現在においては、やっぱりちょっと首をかしげるところが東京一名古屋間でもあるんだよという事実は消えません。

説明会などで住民理解を得ようとするような会社側の説明というのも、不

十分だということの中で、今いろんな問題だなという意見が出ているということなんです。

1時間半ほどの時間短縮のために巨額の資金を投じる必要性についても、それで経済が活性化したり、それから、利用する人だけじゃなくて、全体的な流れの中で上向きになっていく、元気になっていくということの説明はあるんですけども、そこところが根拠がやっぱり不十分だと思っています。

先ほども申したように、三重県の中では上を走るか下を走るかは、まだ全然分かりません。でも、名古屋－東京間では80%がトンネルという中で、大深度地下の工事の問題が出てきて、そして、安全神話は、これはもう3.11以降、もう消さないといけないうことは事実ですので、そのことをやっぱりきちんと考えていかなきゃいけないなと思っています。

そういった環境影響評価書意見が東京－名古屋間でも出ていますけれども、住民合意のないままに地下の掘削をすることについては、許されないということも出ているから、合意がなかなか三重県の中でもこれからどういうふうに進んでいくのかなとか、亀山市だけの問題じゃないですね、通っていくところは、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、そして、伊賀市、名張市というところも、多分、関係してくると思うんですけども、そこそこで合意が必要ですけど、難しいんだろうなと予想します。

アメリカでも、JR東海がリニア技術が無償で提供して、安倍元政権が日本の税金を8億円も出しているんですけども、住民の反対にあって、土地購入の裁判が今ちょっと難航していると聞いています。

山梨県の実験場で乗られたということですけど、その近辺でも、やっぱり実際に細かな被害がたくさん出ているという問題もあります。

国家プロジェクトであるということと、JR東海の事業であるという二重の性格があるので、責任の所在も、大変曖昧になっていくんじゃないかということも心配しておりますが、そういう中で、もし三重県でも地下をいった場合に、40メートルの地下で何かが起こったときには、自治体が救助とか災害対応をしなければいけないということになると、自治体も、どういうふう

に大変なことだと、防災計画もつくり直しをと迫られていますけれども、本当に大きく影響が出るというか、それがいいことにつながっていけばいいですけれども、皆さんの努力が、どうなるのかなと心配です。

最終的に大きなことの、電力消費を言われました。航空機よりも少ないよという、（実物を示す）これにも出ております。航空機との比較ばかり出ているわけですけれども、在来線とは4倍ぐらい電力消費、これから再生エネルギーの利用のこともありますけど、現在、電力消費はできるだけ抑えていこうというような流れ、カーボンゼロへという流れの中、国も三重県も世界中がそうですけれども、ピーク時というか、発進のときなどはきゅっと電力が必要なんだそうですね。平均では3倍から4倍とされているけど、40倍ぐらい発進のときには要するというようなことも何うと、大変、電力需要のことでも心配があるということです。

鉄道は、これまで省エネが格段に優れているということだったんですが、そこら辺のところで大変心配です。

石田成生議員が午前中に言われましたけれども、何のために技術革新、何のためにスピードアップやということが、これが、大事なことは暮らしをよくするとか、自由時間を充実させるかということだと思うんですね、私も。そのために所得を増やしたり、仕事時間を少なくするとか、その中でやっていくための技術とかスピードだと思うんですけど、これには環境保全の原則とか、そして危機対応のことが必要だと思うんですけども、こういう点から、やっぱり、50年前からの技術だとおっしゃいました。50年前と今とは変わっていますよね。私たちが目指すところって、行け行けどんどの高度経済成長じゃないという中で、より早く、より遠く、よりたくさんではなくて、よりゆっくり丁寧に、より近くを大切に、そういった地方創生の原点が必要かと思うんですが、そういった観点から、知事、もう一度お答えいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

リニア中央新幹線の技術は、おっしゃるように、60年前から営々として日本が築き上げて開発してきた技術であります。その時々でさらなる技術開発を加えまして、新しいものになっているところでございます。

電力につきましても、おっしゃるように、発進のときにはきゅっと電力を使うようになるんですけど、乗っていただけると分かるんですけども、走り出すとほとんど電力を使うことはなくなっていきます。摩擦がほとんどないです。マイナス269度の超電導で走っておりますので、電力につきまして最初は必要です、止まるときも必要ですけども、途中はそれほど使わないということでもあります。

さらに、先ほど申し上げましたように、自然再生エネルギーを使っていけば、Well to Wheelのような考え方での、CO₂の削減も抑えていけるとは考えているところでございます。

先ほど御質問の中で、利用者あるいは住民にしわが寄らないようにしていかないかん、これは私も同じ思いでございます。世田谷区で、工事の中で大深度の道路が影響を与えたということもありますし、それから、今回のリニア中央新幹線の工事の中で、岐阜県でありますとか、工事上の問題が起きているというのもあります。

そういったことは、一つ一つ丁寧に対応していくことが必要でありまして、最終的に三重県が成長をするリニア中央新幹線を施工していく、これは非常に重要なことだと思っています。

成長は、先ほど石田議員の御質問の中で申し上げましたけれども、歩みを止めてはいけなく私は思っております。常に成長を志向しながら、三重県の将来を考えて、リニア中央新幹線についてもこれからも推進をしていくべきだと考えております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

〇21番（山本里香） 思いは分かりますけれども、私はまだまだ不安がありますし、電力消費は限りなくゼロに近づけるといことが課題です。

そこで、知事が亀山商工会議所で発言をされた内容の中に、在来線とのア

クセス、ここにフリップがありますけれども、（パネルを示す）こういう中で、時間が短縮されるというのが出ておりますけれども、こういうような中でも、この利用が、在来線、例えば東京から津駅に来るのであっても、このリニア中央新幹線の亀山駅ができたとしても、近鉄を使ったほうが津市まで行くのに楽なんじゃないか、そうすると少し時間が違うよねとか、大阪から伊勢志摩に遊びに行くのに亀山駅を使うだろうから、そこのアクセスの問題があるので、そういうことで心配されているような発言があったように聞いていますけれども、やっぱり人口減のことも含めて、このことは心配されているんですか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 11月20日の亀山での講演の話だと思います。

私が講演で発言しましたのは、やはり利用者が多くなければいけないんだと。それは当然、列車に乗る人を、三重県から乗る人もありますし、それから三重県に例えば観光とかビジネスで来ていただく人もあります。そのためには、そうした人たちがやっぱり増えないと、リニア中央新幹線で駅を造っても、その駅の活性化もできないと思っておりますので、したがって、利用者を増やしていくことが重要だと申し上げたわけでありまして。

このことについて、恐らくそれはおかしいとおっしゃる方、おられないと思います。県民として多くの方にリニア駅も利用していただきたいと思っておりますし、また、他県の方でもアクセスを整備すれば、三重県のリニア駅を利用していただけたらと思っています。それによって、多くの列車が三重県の駅にとまるだろうと考えていますので、そういったことを施行していきたいと思っております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 三重県の方が、もし実現した場合にどれだけの方が利用されるのかということは、私も本当に懸念しております。リニア中央新幹線、今、立ち止まって考えるべき、三重県的課題であると私は思っております。

それでは、続けて、次の課題に行きます。

鈴鹿青少年の森の一部のシンボル広場の西側の雑木林5ヘクタールに、サッカースタジアムを建設する計画が進んでおり、三重県が鈴鹿市に無償で貸し、そして、業者がサッカーチームのスタジアムを建設するというようになっているようです。

その中で、先ほどのCO₂削減を目指す三重県が木を切っているのかとか、野鳥がいるところにこれを崩しているのかとか、様々な意見が出ておりますけれども、やっと開催された説明会で、運営会社社長は、この場所を未利用地と皆さんに説明し、未利用地の活用と言われたそうですが、都市公園として培ってきた豊かな意味のある森を未利用地という認識は問題であると思えますけれども、それでいいんですか。

それから、二つ目には、広く公共性を持つ施設ということで無償で貸し出すということなんですけれども、公共事業ではないので、心配される地域の皆さんに資金計画も説明されないというようなことがありますけど、そんな形で無償で公共のためといって貸すのはいいんですか。

三つ目として、県は鈴鹿市と協定を交わす、鈴鹿市は運営会社と協定を交わすというこの構造の中で、何かあって戻すとき、期限が終わったとき、あるいは続けられなくなったときに、原状復帰ということになるんですけれども、原状復帰を果たしてできるのでしょうか、お伺いします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 鈴鹿青少年の森におけるサッカースタジアムの建設につきまして、3点ほど御質問いただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

鈴鹿青少年の森は、昭和47年に開園しました、公園面積51ヘクタールの県営の都市公園で、年間約30万人に利用されております。

サッカースタジアムの建設計画につきましては、鈴鹿市が、都市公園法第5条に規定される公園管理者以外の者の公園施設の設置を三重県に申請し、許可を受けて、運営事業者が鈴鹿青少年の森の敷地約5ヘクタールに、サッカー専用スタジアムと多目的グラウンドを建設するものでございます。

当公園の周辺には、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿や鈴鹿サーキット等の集客施設が集積しており、鈴鹿市が市の将来像を定めた鈴鹿市都市マスタープランにおいて、広域的な集客・交流を促進する集客拠点として、さらには国際的なスポーツやイベントの開催等による幅広い文化交流を促進するスポーツ・レクリエーションゾーンとして位置づけております。

当公園はトリムコースなどの園路、芝生広場、植栽や池などの修景施設、アスレチック遊具などの遊戯施設、キャンプ場などの休養施設など様々な施設を配置しており、公園全体を供用しております。このことから、公園内には未利用地がないといった認識であり、その旨は鈴鹿市を通じて運営事業者にも伝えております。

計画の審査については、設置する施設が都市公園法に規定する公園施設の要件を満たしているか、公園機能の増進に資すると認められるか、施設の配置が公園の効用を全うする上で支障とならないかなどについて審査を行っており、令和3年6月29日に設置を許可しております。

スタジアムは、当面、J3規格の収容人数5000人で整備することとしておりますが、審査においては、J1昇格時における施設全体の整備計画を確認しております。

運営事業者の資金計画につきましても、鈴鹿市が確認した後、運営事業者が公表すると聞いております。

また、施設の設置・管理の期間は、許可日から10年間で上限となっておりますが、10年ごとに設置等の期間を更新することができます。期間の更新を行わない場合は、許可条件に基づき鈴鹿市が原状回復を行うこととなります。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 今、お答えいただきましたけれども、未利用地という考え方の問題点、県はそんなつもりじゃなくても、運営会社は未利用地と思いついで、そういう形で進めている。間に入った鈴鹿市も困っていると思います。

そして、また、このことは、建設計画は聞いているけれども、資金計画は

分からないんだと思います。途中で運営できなくなったらどうするんだとか、それこそ原状復帰は、木を切り倒してしまえば、移植するとかそんな話も一部出ていますけれども、でも、これはやっぱり50年かけてつくった森を、その前からある森を、整備した森を原状復帰は返すときに大変難しい、あり得ないことだと思っています。

スポーツ振興、私は大切なことだと思っていますし、これまでの三重県のスポーツ施設の整備は遅れていたけれども、残念ながら三重とこわか国体を断念せざるを得なかったけど、その国体をするすることで、様々整備が進んだことはすごくすてきなことだったと思うんですね。

だから、こういったところで、スポーツのそういう例えばサッカーであってもスタジアムを建設する、Ｊリーグを応援するというのも大事なことだと思っていますけれども、これがこういった形で物事が進んでいって、そして、またCO₂削減に反するような、木を切るということは大変問題だということ、今日の午前中も話があったわけですね。

そういう中で、このサッカーチーム自体について、地元で愛されるチームになるためには、もっと違う形の知恵を出して、例えば市や県が応援するということが必要なのではないかと思います。

環境の問題、CO₂の問題、そして、また、この決め方の問題など、大変問題があるということで、これは公園の貸出しについては再考を求めたいと思っています。

地域の方は、知らない間に話が進んでびっくりだと、利用者の方々に話を聞いたという声もあるんですが、どれだけの利用者の方にこのことの確認を取ったのかということも大変、大変問題だったと思います。説明会も、要求されなければ、要求されてもなかなか開けないということは、これも県もかんでいるわけですから、大変なことだと思っています。再考を求めます。

これにて、山本里香の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 20番 山内道明議員。

[20番 山内道明議員登壇・拍手]

○20番（山内道明） こんにちは。

本日、最後の一般質問となります。公明党、四日市市選挙区選出の山内道明です。

持ち時間30分となりますので、早速、進めさせていただきたいと思います。

一つ目の質問は、学校と福祉の連携によるインクルーシブ教育の推進についてです。

現在、三重県ではCLMやパーソナルファイルの活用によって、支援の必要な子どもたちへの切れ目ない支援の体制が取られています。しかしながら、このような支援を必要とする子どもたちの割合が増えていることや、求められる支援が多様化してきている現状から、多くの御相談をいただいているところ です。

先日も四日市市教育委員会と意見交換しましたが、本来であれば特別支援学校が望ましい場合でも、支援学級や通級指導のケースも少なくないと伺いました。このような状況が、学校現場では様々な課題となって表れているように思われます。

例えば、不登校が長引くとひきこもりの状況に陥りかねません。先日、御相談いただいたお子さんも、実際にそのような状況でありました。

決して保護者からは、誰が悪いというような言葉はありません。ただただ先が見えない、このままでは何も変わらない、そういった御意見でありました。

一つの要因として、学校、担任の先生、福祉など、それぞれの関わりが単発になっていて連携できていない。学校と先生と福祉を連携させているのは、ほかでもない保護者自身でありました。

これは決してまれなケースではないと思っています。発達支援の必要な子どもを持つ保護者の多くは、我が子への支援について、時には医学的な知識も含めて自ら学び、必要に迫られて力をつけていきます。保護者が勉強して、知識を増せば増すほど、学校や先生との間に距離があることが見えてきます。

保護者として、これほどつらいことはないんです。先生もつらい。結果、保護者が孤独を感じてしまいます。

そこで、質問です。

こういったケースにもスクールソーシャルワーカーの力を借りることができると思いますが、まだまだその力をこういったケースに発揮し切れていない、そういった状況を感じています。

1足す1が2ではなく、3や4となるようなチーム力で、学校現場の福祉の力をぜひ向上させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） スクールソーシャルワーカーの活用等につきまして、御答弁申し上げます。

学校では、担任や養護教諭が中心となって、児童生徒の置かれている状況を把握し、支援を進めていますが、学校だけでは解決が困難なケースがあります。

このため、県教育委員会では、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを任用し、県立学校や市町の中学校区への定期的な訪問や、学校からの要請に応じた派遣を行っています。

スクールソーシャルワーカーは、ケース会議を通じて、支援が必要な児童生徒の状況を、教職員やスクールカウンセラー、市町の担当課あるいは児童相談所の職員と共有するとともに、児童生徒や家庭への具体的な支援策について提案し、福祉や医療などの関係機関につなぐなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援に努めております。

一方、学校では、スクールソーシャルワーカーの役割について十分な理解がなかったり、外部との連携に戸惑いを感じることもあるため、県教育委員会では、活用事例集やリーフレット、それから、動画研修などを通じて、スクールソーシャルワーカーの役割の周知に努めています。

また、スクールソーシャルワーカーが配置された学校では、年度初めにその役割や活動内容について、学校全体で理解を深めるためスクールソーシャ

ルワーカー自らが講師となって研修を行ったり、学校独自のリーフレットを作成したりしています。

児童生徒などに係る支援が必要なケースが増えていますことから、今年度、スクールソーシャルワーカーの配置時間を前年度から45.7%増といたしました。あわせて、心理の専門人材であるスクールカウンセラーにつきましても、前年度と比べて配置時間を20.5%増加しているところです。

今後とも、こうした専門人材による効果的な支援が進みますよう、県立学校や市町教育委員会の生徒指導担当者を対象とした事業報告会などにおいて、専門人材との連携や具体的な支援事例を示しながら、スクールソーシャルワーカーの役割や活用方策につきまして、周知を図ってまいります。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁、ありがとうございました。

一朝一夕で変わっていくものではないと承知しておりますし、一つ一つこつこつと経験を積み重ねていただいて、教育現場に力をつけていていただきたいなと思っています。

先ほど事例集を作っていく、また、共用していくということでありましたけれども、そういったことも非常に大切だと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

スクールソーシャルワーカーの配置時間を45.7%も増やすということで、期待させていただきたいと思います。

先生が、ともすると使命感ゆえに、問題を1人で抱え込んでしまうこともあるように感じています。先生自身も、支援を受ける力をどうか養っていただいて、ますます大きな包容力で、子どもたちにも保護者にも自信満々に接していただきたいと思います。先生自身に周囲と連携する力が備われば、学校におけるインクルーシブをさらに向上すると思います。

また、併せてもう1点、教員として専門性を求められるケースもあると思います。

以前より導入に向けて要望しております交流籍、いわゆる特別支援学校の

児童・生徒に、地元地域の学校にも副次的に籍を存在させる制度ですが、この制度は、地域の学校と特別支援学校の連携をより深めます。支援のセンター的機能を有する特別支援学校の専門性を、地域の学校でより活用できると思います。

導入に向けて、県内でも前向きな地域もあると伺っております。また、GIGAスクールの推進が交流籍導入の後押しになるという意見も、先日、四日市市教育委員会では伺ってまいりました。改めて導入に向けて、市町との連携をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回の質問の一つの意図として、先生の働き方改革をイメージさせていただいています。

先生は、子どもにとって最大の教育環境であると言われておりますが、学校を中心にチーム力をしっかりと発揮をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の質問に参ります。

三重県の地球温暖化対策についてであります。

公明党としても、平成26年4月に施行されました、三重県地球温暖化対策推進条例の制定に向けて注力してきたところでございますが、2019年12月に三重県が脱炭素宣言ミッションゼロ2050みえを宣言し、機運が一気に高まりました。

このような中、本年3月に、2030年度までの温室効果ガス削減と気候変動影響への適応策をまとめた、三重県地球温暖化対策総合計画が策定されました。私も昨年、環境審議会の議論に参加させていただいたところです。

この総合計画の推進力として、ミッションゼロ2050みえ推進チームがあり、県民、事業者、行政がそれぞれに力を発揮した、オール三重での取組が期待されているところです。

また、一見新知事の下、先日示された三重県行政展開方針（暫定版）では、人口減少の取組に続いて、脱炭素社会の実現に向けた方向性が示されました。

新たな産業や雇用を生み出すグリーン成長につなげるべく、「ゼロエミッ

ションみえ」プロジェクトを立ち上げ、プロジェクトも含めて、地球温暖化対策総合計画を着実に推進していくとの知事の強い決意が表明いただきました。大変に大きな期待を寄せさせていただいております。

そこで、質問です。

三重県地球温暖化対策総合計画と「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの関係についてですが、このプロジェクトをどのように総合計画に位置づけていくのか、総合計画とプロジェクトの関係について、現段階での知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、さらにもう一つ続けます。

こちらになります、（パネルを示す）総合計画の推進力として期待されますミッションゼロ2050みえ推進チームであります。図のように、トップチーム、若者チーム、アクションチームの3チームで構成されております。

私は特に若者チームの活躍に期待しているところですが、それぞれがどのように役割を担っているのか、そしてどのような成果が現在出ているのか、併せてお聞かせいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 今年の10月から11月にかけてイギリスで開催されましたCOP26で、2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度以内に抑える努力を追求するという趣旨の方針が示されました、グラスゴー気候合意が採択されるなど、世界におきましてカーボンニュートラルに大きなうねりが起こっているわけでございます。

こういった動きの中で、三重県においても、来るべき脱炭素社会を見据えまして取組を、それも成長力を併せ持つような取組を進めていく必要があると思っています。

例えば、四日市市の石油化学コンビナートの脱炭素化の推進も考えていかなきゃいけないと思っています。さらには、風力発電は陸上だけではなくて、三重県は海に面している県でありますので、洋上風力などの再生可能エネルギーへの転換、この利用の可能性も考えていかなきゃいけないと思っています。

ところであります。

さらに、三重県の主要な産業であります自動車産業は、自動車内燃機関から燃料電池に変わっていきます。そういったものを含めて、業態転換もしっかりと考えていかなきゃいけないと、これが「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの一部であります。

ほかにどういうものがあるのか、実は議論をしているところでございまして、そういったものを、先ほど申し上げましたけれども、環境にも優しくてかつ三重県の成長力にもなるといったことを、しっかりと議論していく必要があろうと思っています。

御指摘をいただきました三重県地球温暖化対策総合計画、今年の3月に策定されましたけれども、今年の10月に地球温暖化対策計画、政府で策定されました。

この中身を入れ込んで改定しなければいけません、その改定の際に、先ほど申し上げました「ゼロエミッションみえ」プロジェクトは、今、特に実行しなきゃいけない重点的な取組として、その中に位置づけていくこととしておるところでございます。

また、ミッションゼロ2050みえ推進チームはおっしゃるように、三つのチームから成っております。トップチーム、アクションチーム、若者チームでございますが、御指摘のように、若者チームが一番大事でございます。グレタさんの御発言がありますが、自分たちが大人になったときにもうぼろぼろの地球にしないでくれということは、もう胸に迫ってくるわけでございます。それは、我々がしっかりとやっていかなきゃいけないところでございます。

アクションチームは実務者から成るチームでございますけれども、関連企業の皆さんと連携して取り組むことで、実務者が抱えている課題に即した事業の検討を行って、連携してモデル事業を実はやっているところでございます。

それから、若者チームにつきましては、アクションチームで検討しました

モデル事業の普及啓発についての意見交換も行いまして、若者の行動変容も非常に重要でございますけれども、SNSを使ってそういったことをやっていくと、若者目線での提案をしていただいているところでございます。

引き続き、こうした様々な方々と連携しまして、脱炭素社会の実現に向けた取組をしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁、ありがとうございました。

先日、雑談の中で、三重県の脱炭素を実現していく上では四日市市が重要だというお話を、知事がおっしゃっていると聞いております。しっかりと、私も地元の1人として取り組んでいきたいと思っております。

グリーン成長と脱炭素、しっかりとセットで取り組んでいかなければいけないという言葉、いただいたと思っております。

プロジェクトに関しては、庁内で既に検討を進めていただいております、今度、改定に合わせて、総合計画へも重点的な取組として位置づけると知事から伺いました。

そうしますと、総合計画の推進力である推進チームも深く関わってくるといことで、知事のほうから若者チーム、期待をしているという力強いお言葉もいただきました。

グリーン成長の視点、またデジタル化の推進、欠かせないものとなっております。若者チームの推進力、新しい力を発揮していただきたいと思いますし、ぜひ若者の力を引き出すような取組を仕掛けていただきたいなと思っております。

事業の柱に若者の知恵、そして、その推進力に若者の力が今本当に必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここで、一つ提案をさせていただきたいと思えます。（パネルを示す）グリーンライフポイントについてであります。

こちらの資料は、環境省の令和4年度予算要求のもので、環境に配慮した製品などの購入にポイントを付与することで、ライフスタイルの転換を促

して、温室効果ガスの削減につなげるための制度です。先月11月19日に、政府が決定した経済対策にも盛り込まれております。

2018年に独自の制度を導入した静岡県では、二、三十代の若い世代にぜひ気軽にエコな行動に取り組んでもらうために始めたようではありますが、若者からは、制度利用を通じて環境のことを考えるようになった、子どもと一緒に環境のことを考えるよいきっかけになったなど、3年間で1万4000人超の方が専用アプリに登録して、これまで183.6トンのCO₂の削減が実際にできていると、こういった報道もございます。

2021年度版環境白書によると、温室効果ガス排出量、消費ベースでありますけれども、約60%は衣食住や移動に伴うエネルギー消費で家庭の関連とされています。三重県では、この割合が少し低いことは承知しております。

さきの知事の答弁では、様々、グリーンライフポイントに資する若者の行動変容であるとか、または家庭に向けてこんなキーワードもあったかと思っておりますけれども、まさしくグリーンライフポイント制度をぜひ導入に向けて検討いただきたいなと思っております。

アイデア次第では、三重県バージョンの様々な制度設計が期待できますし、何よりデジタルを用いた経済対策の一つでありますので、推進チームでの検討事業としてぜひ取り上げていただきまして、若者チームの皆さん中心に検討いただきたいと、強くここで要望させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、グリーンインフラの推進について質問させていただきます。

この項、三つ目の質問となります。

これまで、東議員が何度か取り上げていただいているかと思えます。自然が持つ多様な機能を活用して、道路や河川など社会基盤を整備するグリーンインフラの導入が、国内でも進んでおります。国土交通省では、昨年からグリーンインフラ大賞が創設されました。

グリーンインフラは、CO₂削減、防災・減災など、地域課題の複合的解決を進める観点から注目されています。

茨城県守谷市の公共施設のグリーンカーテン、まちおこしや学校での環境教育にも役立っているようです。また、東京町田市の南町田グランベリーパーク、コンセプトは全てが公園のような町だそうです。

県土整備部では、先日の令和4年度当初予算編成の基本的な考え方において、部長から、グリーンインフラはしっかりやっていくとおっしゃっていたのをよく覚えておりますが、現状の県土整備部におけますグリーンインフラの視点を取り入れた取組、そして今後の展望について、お聞かせいただきたいと思っております。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 県土整備部のグリーンインフラの取組について、お答えさせていただきます。

グリーンインフラにつきましては、道路緑化あるいは多自然型川づくりなど、非常に幅広い概念のものでございます。

県土整備部では、このグリーンインフラの中でも、今後の重点的な取組の一つとして、生態系を活用した防災・減災対策を進めることとしております。

具体的には、道路空間に降った雨水を地下に浸透させる雨水浸透ますの整備を、県産木材の活用に続く第2弾のプロジェクトとして進める予定でございます。

今年度も、伊賀市内の交差点の工事で、先行的にモデル事業に着手したところでございます。来年度はさらに箇所を拡大して、市町とも連携した面的な展開といったものを進めていきたいと考えてございます。

さらには、ちょっと宣伝になるんですけども、県土整備部の若手職員が、未来提言として、今回はGX、グリーントランスフォーメーションについて、現在、検討を進めているところでございます。今月末には取りまとめて、毎年恒例の発表会を予定しているところでございます。ぜひ御期待いただきたいなと思っております。

県土整備部としては、この若手の提言を踏まえて、第3弾、第4弾のグリーンインフラのプロジェクトを来年度以降、進めていきたいと考えてござ

います。

[20番 山内道明議員登壇]

○20番(山内道明) 御答弁、ありがとうございました。

若手チーム、期待させていただきたいと思っております。

幅広い概念が、グリーンインフラにあるという答弁もありました。生態系を活用した防災・減災への取組をしっかりとっていくところと、伊賀市のモデル事業も御紹介をいただいたところであります。

グリーントランスフォーメーションということで、県土整備部、しっかりと取り組んでいくということで、力強く御答弁いただきました。

部長の答弁にありましたように、自治体によって様々な形で推進がされていると思います。ぜひ若者の視点、アイデアに期待させていただきたいと思っております。

また、グリーンインフラ、今回、取り上げさせていただいた一つの理由として、縦割りの行政を乗り越える象徴的な取組であると、ある学者の方は言われております。

今回、財政のほうで打ち出しがございましたみえグリーンボンド、先日、知事が発表いただいて、50億円ということでございまして、これ、単年ではなくて、これからも続けていくというそういった意思も表明いただいていると思いますが、選定された事例を見せていただきますと、既にグリーンインフラの視点が随所にあるなどと思っております。

ぜひ今後、このグリーンインフラとみえグリーンボンドと連動してはどうかと、しっかりと相乗効果で推進いただきたいなと思いましたが、また、そういったところから横断的な取組が、グリーンインフラをさらに推進できるのではないかとということで、全庁を挙げて脱炭素社会実現の推進力になることを期待させていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

続いて、不法投棄の未然防止、早期発見についての質問です。

平成28年6月の一般質問でも取り上げさせていただきまして、その後も環

境生活農林水産常任委員会などで取上げさせていただいております。

県においては、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理に対して、莫大な予算をかけて行政代執行を行っていただいているところがあり、二度と発生をさせてはならないと思っております。しかしながら、不法投棄は依然として後を絶たず、発生件数は横ばいと聞いています。

その内訳として、解体工事に伴って発生する建設系廃棄物が多くを占め、件数で約7割、量で約9割と聞いています。大規模な不法投棄を防止するためには、早期発見し、速やかに是正に向けた指導を行うことが何よりも必要です。

そこで、不法投棄、特に建設系廃棄物の未然防止や早期発見するため、どのように取り組んでいるのか。特に早期発見のためには、警察や市町、事業者、地域住民と連携することが望ましいと思われませんが、位置情報や写真も添付できるスマートフォン、また、ICTの活用は非常に有効だと思います。

また、さらにはドローンを活用した、こちらは既に活用いただいておりますけれども、監視体制にも活用いただき、そういった体制を構築いただければ、発見だけでなく抑止効果も見込める、こういったところも考えられます。現状の取組と併せて、お答えいただきたいと思っております。

〔増田行信環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（増田行信） それでは、不法投棄の未然防止と早期発見の取組について、また、ICTの活用についてお答えさせていただきます。

県内におけます産業廃棄物の不法投棄については、ここ数年、年間40件ほど発生しており、依然として後を絶たない状況でございます。議員から御紹介もいただきましたように、特に建設系廃棄物の割合が高くなっております。

このため、不法投棄を根絶するためには未然防止と早期発見、また、早期是正が大変重要であることから、警察からの出向者を含む22名体制によりまして、日々の監視活動に加え、情報提供に関する協定を締結いたしております21の事業者や市町など様々な主体と連携いたしました取組を行っており、

違反行為者に対しては行政処分や告発を行うなど、厳正に対処しているところでございます。

また、令和2年3月に改正いたしました三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例におきましては、元請業者に対しまして、工事施工に伴い生じる産業廃棄物の処理内容や処理結果を発注者に書面で説明することを義務づける規定を追加したところでございます。

これらの取組に加えまして、令和2年度からは、県内の解体工事現場の集中的なパトロールを実施するとともに、元請業者の法令知識の習得や、意識向上を目的としました建設業者向けの研修会を開催しているところでございます。

さらに、本年10月には、解体工事に関係いたします法令を所管する県庁関係の各課、三重労働局に加えまして、関係業界団体で構成いたします解体工事に係る連絡調整会議を新たに設置し、県内の不法投棄の大部分を建設系廃棄物が占めている現状や解体工事が重層的な構造の下で行われている実態など様々な課題を共有し、その対策等について意見交換を行っております。

また、二つ目でございますICT活用の取組につきましては、議員も御提案いただきましたように、不法投棄の早期発見等にはICTの活用が大変重要であると考えております。

このため、平成29年度からは、県庁の執務室から遠隔操作が可能な監視カメラや、測量が可能なドローンを導入いたしまして、投棄行為者の特定や指導等に積極的に活用しているところでございます。

また、令和2年度からは、現場からタブレット端末によりまして、指導対象者に係る情報を様々な形で直接確認できるなど改善を図っておりまして、現場での的確な指導につなげているところでございます。

さらに、県民の皆様からの情報提供を受ける体制を充実するために、これまでの廃棄物ダイヤル110番等に加えまして、今年度新たに、位置情報とか写真の添付が可能となりますスマートフォンによる通報システムの試験運用を開始しているところでございます。

引き続き、関係機関と連携いたしました建設系廃棄物対策や、例えば、監視の指導としましてドローンを用いるなど、ICTの積極的な導入を進めて、県内の不法投棄の根絶に向けた取組を進めていきたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

ソフト面、ハード面での取組を確認させていただきました。しっかり予算を確保して進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、最後の質問に移らせていただきます。

県民の安全・安心を支える警察本部への期待ということで、題名をさせていただきます。

三重県におきましては、三重県犯罪被害者等支援条例の制定を受けて、支援ハンドブックが本年3月に策定されて、運用されているところです。しかしながら、まだまだ被害者等への支援については、様々な場面で課題も多く、今後のさらなる充実強化が必要と感じております。

特に、2次被害は避けなければなりません。支援ハンドブックにも、2次被害を受けた場合の対応について事例紹介がされています。

その上で、特に注意いただきたいのは、事例として紹介されていませんが、本来、支援すべき立場である関係者が2次被害を発生させてしまうことです。

特に、警察官の皆さんは、犯罪発生の現場、被害届の受理、捜査等を通じて被害者と直接接する機会が多く、最大限の注意が必要です。2次被害を発生させないため、個々の自覚、そして各署に配置されている被害者支援要員による支援が適切に行わなければなりません。

そこで、質問です。

2次被害を発生させないための三重県警察本部の取組について、本部長の思いも込めてお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） お答え申し上げます。

2次被害を防ぐための警察の取組といたしまして、警察では、被害者支援要員という制度で運営しております。

被害者支援要員は被害者等へ寄り添うことで、ともすれば犯罪捜査に傾注しがちな警察にあって、捜査への性急な協力等によって生じる2次被害の軽減を含めて、被害者支援の中心的な役割を担っております。

また、被害者支援要員と被害者等を確実につなぐために、事案を把握した場合には、捜査担当部門と被害者支援部門、速やかに連携ができるよう、体制の確立でございますとか、捜査担当部門への教育、研修にも力を入れております。

犯罪被害者のお気持ち、絶望感、やり場のないお気持ち、極めて深刻なものであると思っております。被害者の方に心から寄り添えるよう、我々どもも努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁、ありがとうございました。

しっかり本部長の決意、思い、お聞かせいただきました。県民はしっかりと期待させていただいておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上で質問を終結します。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明3日から5日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明3日から5日までは休会とすることに決定いたしました。

12月6日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。
午後3時21分散会